

論 説

62 期弁護士第 3 回・67 期弁護士第 2 回ウェブ調査 －記述統計による分析－

藤 本 亮
石 田 京 子
武士俣 敦
上 石 圭 一
宮 澤 節 生

第 1 章 本稿の構成

弁護士キャリアパス研究会では、若手弁護士の初期キャリアを追跡調査するため、62 期弁護士第 1 回郵送調査（2011 年実施）、同第 2 回郵送調査（2014 年実施）、67 期第 1 回郵送調査（2016 年実施）、62 期第 3 回・67 期第 2 回ウェブ調査（2019 年実施）と、一連の調査¹⁾を実施してきた。これ

- 1) これらの調査実施と研究成果は、科学研究費補助金 22330038 および 15H03303 の助成を受けたものである。62 期・67 期弁護士調査にかかる研究成果は以下のように公表されている。宮澤節生・石田京子・久保山力也・藤本亮・武士俣敦・上石圭一（2011）「第 62 期弁護士第 1 回郵送調査の概要：記述統計の提示」青山法務研究論集 4：57-191。宮澤節生・石田京子・久保山力也・藤本亮・武士俣敦・上石圭一（2013）「第 62 期弁護士の教育背景、業務環境、専門分化、満足感、及び不安感：第 1 回郵送調査第 2 報」青山法務研究論集 6：35-235。宮澤節生・石田京子・藤本亮・武士俣敦・上石圭一（2014）「第 62 期弁護士第 2 回郵送調査第 1 報：調査の概要と記述統計」青山法務研究論集 9：67-137。宮澤節生・藤本亮・石田京子・武士俣敦・上石圭一（2015）「第 62 期弁護士第 2 回郵送調査第 2 報：二変量解析から多変量解析へ」青山法務研究論集 10：39-175。Setsuo Miyazawa, Atsushi Bushimata, Keiichi Ageishi, Akira Fujimoto, Rikiya Kuboyama and Kyoko Ishida (2015) "Stratification or Diversification?: 2011 Survey of Young Lawyers in Japan." In: Setsuo Miyazawa, Weidong Ji, Hiroshi Fukurai, Kay-Wah Chan and Matthias Vanhullebusch (eds.) *East Asia's Renewed Respect for the Rule of Law in the 21st Century: The Future of Legal and Judicial Landscapes in East Asia*. Brill's. 宮澤節生・石田京子・藤本亮・武士俣敦・上石圭一（2016）「第 62 期弁護士の面接調査：第 1 報」青山法務研究論集 11:61-165。藤本亮・石田京子・武士俣敦・上石圭一（2016）「第 67 期弁護士第 1 回郵送調査の概要：記述統計の提示」名古屋大学法政論集 268：283-348。藤本亮・石田京子・武士俣敦・上石圭一（2017）「第 67 期弁護士のキャリア展開：2016 年第 1 回郵送調査データの多変量解析」名古屋大学法政論

ら一連の調査は、日本弁護士会連合会に登録されている 62 期・67 期弁護士に対する全数調査²⁾を、ほぼ同じ設計の質問紙を用いて繰り返し実施するという準パネル調査³⁾として設計されている。

本稿で主に扱う 2019 年調査の調査方法や基本統計等については、すでに「62 期弁護士第 3 回・67 期弁護士第 2 回ウェブ調査基本報告書」⁴⁾にて報告している。詳細はそちらに譲ることとするが、ここでは概要についてのみ触れておく。

62 期弁護士には現行 62 期と新 62 期に分かれるが、現行 62 期の多数は 2007 年に旧司法試験に合格し、1 年 4 ヶ月の司法修習を経て、2009 年 9 月に最初の弁護士会登録をしている。新 62 期の多数は 2005 年（未修）か 2006 年（既修）に法科大学院に入学し、2008 年 3 月に修了し、同年に新司法試験に合格し、1 年の司法修習を経て、2009 年 12 月に最初の弁護士会登録をしている。したがって、2019 年に実施した調査はキャリア 10 年目（9 年 + a）の調査となる。67 期弁護士の多数は、2010 年（未修）か 2011 年（既修）に法科大学院に入学し、2013 年 3 月に修了し、同年に司法試験に合格し、1 年の司法修習を経て、2014 年 12 月に最初の弁護士会登録をしているので、

集 275 : 45-110. 藤本亮・宮澤節生・石田京子・武士俣敦・上石圭一 (2018)「『純粋未修者』弁護士の初期キャリア～67 期弁護士 2016 年郵送調査データから」名古屋大学法政論集 280 : 1-39. 藤本亮・石田京子・武士俣敦・上石圭一・宮澤節生 (2019)「62 期弁護士第 3 回・67 期弁護士第 2 回ウェブ調査基本報告書」名古屋大学法政論集 284 : 193-260.

- 2) この一連の準パネル調査は、各調査実施直前の日弁連登録名簿を調査対象としているので、その時点で登録抹消している者は調査対象とはなっていない。たとえば、法曹としてのキャリアから方向転換したケース、留学等を理由として一時的に抹消しているケースなどである。さらには司法試験合格後、司法修習には行かず弁護士法 5 条の規定による実務経験を経ての弁護士登録を目指している者も調査対象に含まれない。また、組織内弁護士についてはさらに注意が必要である。日本組織内弁護士協会の調査（2019 年 2 月現在）によると、企業内弁護士の 84% が弁護士会費を企業等が負担しているが、それが叶わず、企業等に所属した後、会費負担を避けて登録抹消している者も調査対象とはなっていない。（<https://jila.jp/wp/wp-content/themes/jila/pdf/questionnaire201902.pdf> 2019 年 12 月 5 日アクセス）。これら調査対象に含まれていない「法曹有資格者」ないし「司法試験合格者」については、今後、継続的に予定している面接調査でケーススタディとしてそのキャリア展開について探求していくこととしている。
- 3) パネル調査は回答者を同定した上で調査を繰り返すが、調査を重ねるにつれ、回答者の追跡が困難になる場合もあり有効回答数が減少していく。また、所得などのセンシティブな質問を含んでおり、調査主体が回答者の回答内容を個別に知ることができるといったことへの抵抗が大きいことが予測され、回収率を下方に押しやる可能性がある。そこで代替的に同一集団への匿名の全数調査を繰り返し、回答者を特定して追跡することはしないという方法をとることとした。
- 4) 前掲註 1 藤本亮他 (2019)。

2019年調査はキャリア5年目（4年+ α ）の調査となる。

調査は、日弁連法科大学院センターの有志の協力による予備調査もふまえ、日弁連からの全面的な協力を得て登録者名簿を業務委託先の（一社）中央調査社に提供してもらい、2019年3月から4月にかけて実施した。郵送した調査依頼状には、オンラインサーベイツール Qualtrics.com の調査ページへのアクセス先を URL と QR コードで記し、調査協力者たる 62期・67期弁護士全員に回答を依頼した。回収率は、62期が2,040人中537ケースで26.3%、67期が1,718人中662ケースで38.5%であった。2019年10月に基本統計と速報版の報告書を希望した調査協力者に、調査謝礼（Quoカード2,000円分）と合わせ郵送している。

オンラインでの回答の利便性と謝礼の提供により、回収率は従前の調査と比較すると上がっている。62期は2011年2年目調査29.3%、2014年5年目調査19.5%、67期は2016年2年目調査24.6%であった⁵⁾。

さて、本稿の構成についてあらかじめ示しておこう。「第2章 法曹養成課程の評価の変化」（石田京子執筆）では、2019年時点での法科大学院・司法修習についての評価を従前の調査結果と比較しつつ検討する。「第3章 登録地・登録事務所移動からみた62期・67期弁護士」（藤本亮執筆）では、登録している事務所における地位に着目し、キャリア展開にそっての地位の変化を2019年調査のデータにより明らかにする。「第4章 新人弁護士のキャリア展開と業務—67期弁護士第2回調査の結果から—」（武士俣敦執筆）では、67期5年目調査のデータを用い、労働時間の量、業務活動の内容、民事業務の内容、依頼者の種類、そして業務分野の取扱い状況についての分析結果を示す。「第5章 所得、満足感及び不安感の変化—62期・67期弁護士のコーホート調査から」（上石圭一執筆）では、62期弁護士のデータを中心に所得や職業満足度や将来への不安感についての変化を概観し、出身法科大学院や性別などによる所得の差についての分析を行う。「第6章 ジェンダーの視点からの概観—ワークライフバランスを中心に—」（石田京子執筆）では、2019年調査データのジェンダー構成を示した上で、ワークライフバランスに関する質問群への回答状況の経時的な変化をたどる。

（藤本亮）

5) 調査実施にかかる詳細については、前掲註1 藤本亮他（2019）、195-198頁を参照されたい。

第2章 法曹養成課程の評価の変化

1. はじめに

本章では、法科大学院および司法修習についての回答者の評価に焦点をあてて検討する。最初に62期第3回、67期第2回回答者の法科大学院在学経験、出身法科大学等の法科大学院経験について確認をした上で、法科大学院での経験および司法修習での経験の有益性の評価について、62期については過去2回の調査との比較、67期については前回調査との比較を行う。また、エクスターンシップ、模擬裁判等のいわゆる臨床法学教育科目の履修の有無が法曹養成課程の評価に何らかの関連性があるかを検討する。

2. 法科大学院における経験の評価

(1) サンプルにおける法科大学院在学経験者数など

まず初めに、回答サンプルにおいて法科大学院在学経験者がどの程度存在したかを確認する。旧司法試験がまだ存在していた62期第3回サンプルでは全体の91.2%、予備試験が存在する67期第2回では97.3%が法科大学院の在学経験があった。すなわち、旧司法試験によって法曹資格を得た者の中では、法科大学院在学経験がある者は23.0%に過ぎなかったが、予備試験ルートでの法曹資格取得者のうち、56.8%は法科大学院に在籍経験があった。予備試験ルートでの司法試験合格者に法科大学院在学学生が相当数含まれていることは法務省の公開する情報からも明らかであるが⁶⁾、法科大学院制度と並行して予備試験が存在している今日においても、法科大学院が法曹輩出のための主要な教育機関であることが分かる。

6) 例えば、法務省「平成30年司法試験予備試験口述試験（最終）結果」(http://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/jinji07_00238.html (2019年9月1日最終アクセス))によると、平成30年の司法試験予備試験合格者433名のうち、法科大学院生は148名(34.1%)である。

[表 2-1] 法科大学院在学経験者

		62期新旧司法試験Q1_1a			67期受験資格Q1_1b		
		1旧司法 試験	2新司法 試験	Total	1法科大 学院修了	2予備試 験合格	Total
62期	度数	62	474	536			
	行%	11.6%	88.4%	100.0%			
67期	度数				623	38	661
	行%				94.3%	5.7%	100.0%
Total	度数	62	474	536	623	38	661
	行%	11.6%	88.4%	100.0%	94.3%	5.7%	100.0%

(2) 出身法科大学院

次に、法科大学院在学経験者についてたずねた、出身法科大学院について概観する。今回の調査からは、62期第3回の回答者も、67期第2回の回答者も、出身法科大学院として数が増える法科大学院者に大きな差はなかった（62期第3回が61大学、67期第2回は62大学）。

(3) 修了・中退したコース

修了・中退したコースを見ると、2年間の既修過程が約6割、3年間の未修コースが約4割というのさほど変わらない。もっとも、法学士の取得の有無をたずねた問いからは、62期第3回回答者では法学士取得者が74.6%であったのに対して、67期第2回回答者では法学士取得者は77.8%に上がっている。法科大学院をとりまく厳しい状況の中で、法学部以外の学部出身者が減少していることが指摘されるが、本調査においても、そのような傾向が示されたようである。

(4) 臨床系科目の履修状況

[表 2-4] は、エクスターンシップ、模擬裁判、シミュレーション科目、クリニック科目といういわゆる臨床系科目の履修経験をたずねた問いへの回答をまとめたものである。62期第3回回答者と67期第2回回答者とを

[表 2-2] 出身法科大学院 (Q2_2)

出身法科大学院 (62 期第 3 回・計 61 大学)				出身法科大学院 (67 期第 2 回・計 62 大学)			
	度数	%	累積%		度数	%	累積%
東京大学	47	9.9	9.9	中央大学	58	9.1	9.1
中央大学	39	8.2	18.1	早稲田大	53	8.4	17.5
慶應義塾	37	7.8	25.9	東京大学	53	8.4	25.9
早稲田大	29	6.1	32.1	京都大学	50	7.9	33.8
一橋大学	25	5.3	37.3	慶應義塾	45	7.1	40.9
神戸大学	19	4.0	41.4	北海道大	26	4.1	45.0
明治大学	18	3.8	45.1	一橋大学	25	3.9	48.9
京都大学	16	3.4	48.5	神戸大学	21	3.3	52.2
東北大学	14	3.0	51.5	明治大学	20	3.2	55.4
同志社大	14	3.0	54.4	大阪大学	19	3.0	58.4
名古屋大	14	3.0	57.4	東北大学	18	2.8	61.2
関西学院	13	2.7	60.1	関西学院	16	2.5	63.7
大阪大学	13	2.7	62.9	同志社大	16	2.5	66.2
上智大学	12	2.5	65.4	名古屋大	16	2.5	68.8
法政大学	11	2.3	67.7	立命館大	12	1.9	70.7
その他	153	32.3	100.0	その他	186	29.3	100.0
合計	474	100.0		合計	634	100.0	

[表 2-3] 修了・中退したコース

		62 期第 3 回		67 期第 2 回	
		度数	有効 %	度数	有効 %
修了課程 Q2_4	1 既修課程	289	60.5%	368	58.5%
	2 未修課程	189	39.5%	261	41.5%
	合計	478	100.0%	629	100.0%
法学士 Q1_4	1 法学士取得	397	74.6%	511	77.8%
	2 非取得	135	25.4%	145	22.1%
	わからない	0	0.0%	1	0.2%
	合計	532	100.0%	657	100.0%

62期弁護士第3回・67期弁護士第2回ウェブ調査（藤本・石田・武士俣・上石・宮澤）

比較して、5ポイント以上差のあった部分について矢印で示した。何らかの臨床系科目を履修した経験を持つ回答者が、62期第3回でも84.2%であったが、67期第2回では90.7%であった。特に、エクスターンシップ経験者が8.2ポイントも上昇している。

[表 2-4] 臨床系科目の履修状況（Q2_5）

		62期第3回		67期第2回	
		度数	%	度数	%
エクスターンシップ** Q2_5_1	1履修した	230	47.9%	354	56.1%
	2履修していない	250	52.1%	277	43.9%
	合計	480	100.0%	631	100.0%
模擬裁判Q2_5_2	1履修した	297	61.6%	418	66.5%
	2履修していない	185	38.4%	211	33.5%
	合計	482	100.0%	629	100.0%
シミュレーション科目 Q2_5_3	1履修した	143	30.0%	218	34.7%
	2履修していない	333	70.0%	411	65.3%
	合計	476	100.0%	629	100.0%
クリニック科目*Q2_5_4	1履修した	113	23.7%	190	30.4%
	2履修していない	364	76.3%	436	69.6%
	合計	477	100.0%	626	100.0%
何らかの臨床系科目履修の有無**	1履修した	399	84.2%	564	90.7%
	2履修していない	75	15.8%	58	9.3%
	合計	474	100.0%	622	100.0%

(5) 法科大学院の経験で有益であったこと

[表 2-5]、[表 2-6] は、法科大学院の経験で有益であったことをたずねた9項目の回答の平均値を過去の調査結果と共に示したものである。調査票では、「1 有益ではなかった」から「4 有益であった」まで4段階で評価を求めているが、ここでは「1 有益ではなかった」「2 どちらかといえば有

益ではなかった」を「有益でなかった」とし、「3 どちらかといえば有益だった」、「4 有益だった」を「有益だった」として2値で示している。過去の調査から評価が上がっている項目に右上がりの矢印、下がっている項目に右下がりの矢印を付けた。

「法知識の習得」、「法情報調査能力」、「弁護士を選択する上での動機付け」、「弁護士倫理の習得」について、いずれも過去の調査よりも肯定的な評価が増加した。一方で、「登録地に関する情報」、「就職先に関する情報」については評価が下がった。登録地や就職先情報は、いわば情報がその年その年で変化していくものであり、修了から一定期間が経ち、もはや法科大学院在籍時の情報が有益でないことは容易に想像がつく。一方で、弁護士を選択する動機付けや弁護士倫理の習得については、弁護士経験を一定期間積んだ後になって、「あの時これを言われて（学んで）良かった」と振り返る事項があるのかもしれない。

67期第2回調査の回答からも、「法情報調査能力」、「実務技能の習得」、「特定分野への関心の獲得」については第1回調査と比較して肯定的評価が増えた。特に、「実務技能の習得」と「特定分野への関心の獲得」の肯定的評価の増加が大きい。やはり、弁護士経験が一定期間積まれた後になって評価できる法科大学院での経験があるのではなからうか。

いずれの方向の変化についても言えることは、一言に法科大学院の有益性評価といっても、回答者個人でもたずねられた時点によって変化が起こりうるし、複数回の調査によって異なる評価があったとしても、どこの時点での評価が正しいとは言えないということであろう。教育課程の評価については、広い視野からの慎重な調査が求められることを示唆している。

(6) 法科大学院の有益性評価と臨床科目履修経験の相関関係

67期第1回調査の結果では、エクスターンシップや模擬裁判などの臨床系科目の履修経験のある回答者の方が、法科大学院での経験についてより肯定的な評価をしていることが確認されている⁷⁾。同様の傾向は、今回の調査結果についても確認された。[表2-7]は、62期第3回調査について、臨床科目の履修の有無別で、各評価項目の平均値を比較したものである。

7) 前掲註1 藤本亮他(2016) 286頁以下、石田京子「第2章法科大学院と司法修習についての評価」参照。

[表 2-5] 法科大学院の経験で有益であったこと：3回の調査結果比較（62期弁護士）

		62期第1回		62期第2回		62期第3回	
		有益 だった	有益で なかった	有益 だった	有益で なかった	有益 だった	有益で なかった
(1) 法知識の習得	度数	454	79	304	49	431	46
	%	85.2%	14.8%	86.1%	13.9%	90.4%	9.6%
(2) 法情報調査能力	度数	NA	NA	294	58	406	71
	%	NA	NA	83.5%	16.5%	85.1%	14.9%
(3) 弁護士を選択する上での動機づけ	度数	307	191	229	123	322	155
	%	61.6%	38.4%	65.1%	34.9%	67.5%	32.5%
(4) 弁護士倫理の習得	度数	356	178	254	98	353	124
	%	66.7%	33.3%	72.2%	27.8%	74.0%	26.0%
(5) 実務技能の習得	度数	251	258	188	165	251	226
	%	49.3%	50.7%	53.3%	46.7%	52.6%	47.4%
(6) 特定分野への関心の獲得	度数	338	154	237	116	322	155
	%	68.7%	31.3%	67.1%	32.9%	67.5%	32.5%
(7) 人的ネットワークの構築	度数	NA	NA	289	63	384	93
	%	NA	NA	82.1%	17.9%	80.5%	19.5%
(8) 登録地に関する情報	度数	92	219	105	248	76	401
	%	29.6%	70.4%	29.7%	70.3%	15.9%	84.1%
(9) 就職先に関する情報	度数	114	225	114	240	121	356
	%	33.6%	66.4%	32.2%	67.8%	25.4%	74.6%

5%水準で有意な差のあった部分を太字にグレーの背景、10%水準で有意な差のあった部分を太字にドット背景で示している。一見して、「弁護士を選択する上での動機づけ」、「実務技能の習得」、「人的ネットワークの構築」、「所属弁護士会に関する情報」、「就職先に関する情報」については、ほとんどの臨床系科目の履修の有無別で有意な差があったことがわかる。いずれも、履修した回答者の方が、その有益性について肯定的な回答をしている。

同様の傾向は、[表 2-8]に示した 67 期第 2 回調査の結果でも確認できる。67 期第 2 回の回答者では、「特定分野への関心の獲得」についても、多く

[表 2-6] 法科大学院の経験で有益であったこと (67期弁護士)

		67期第1回		67期第2回	
		有益だった	有益でなかった	有益だった	有益でなかった
(1) 法知識の習得	度数	373	38	557	67
	%	90.8%	9.2%	89.3%	10.7%
(2) 法情報調査能力	度数	313	98	509	116
	%	76.2%	23.8%	81.40%	18.60%
(3) 弁護士を選択する上での動機づけ	度数	247	164	392	232
	%	60.1%	39.9%	62.8%	37.2%
(4) 弁護士倫理の習得	度数	278	131	413	212
	%	68.0%	32.0%	66.1%	33.9%
(5) 実務技能の習得	度数	157	254	296	328
	%	38.2%	61.8%	47.4%	52.6%
(6) 特定分野への関心の獲得	度数	224	186	389	235
	%	54.6%	45.4%	62.3%	37.7%
(7) 人的ネットワークの構築	度数	310	100	497	128
	%	75.6%	24.4%	79.5%	20.5%
(8) 登録地に関する情報	度数	141	270	117	508
	%	34.3%	65.7%	18.7%	81.3%
(9) 就職先に関する情報	度数	156	255	201	424
	%	38.0%	62.0%	32.2%	67.8%

の臨床系科目について履修者の方が肯定的評価が高かった。

実際に実務に触れながら学ぶ機会を提供する臨床系科目は、法科大学院生に現在座学で学んでいる法知識が持つ現実的意味や、将来のビジョンについて、意識して学ぶ機会を提供するのではないだろうか。67期第1回調査の際には、そもそも臨床系科目履修者とそれ以外では、法科大学院の有益性についての評価構造が異なるようであることを、因子分析を用いて示したが、同様の構造の違いが確認できるかについては今後の課題としたい⁸⁾。

8) 前掲註1 藤本亮他(2017) 47頁以下、石田京子「第2章 法曹養成課程の評価構造に関する一考察」参照。

62期弁護士第3回・67期弁護士第2回ウェブ調査（藤本・石田・武士俣・上石・宮澤）

[表 2-7] 臨床系科目の履修の有無別にみた法科大学院の評価（62期第3回）

a. 登録期Q1_1 = 62期	エクスターン シップQ2_5_1		模擬裁判 Q2_5_2		シミュレー ション科目 Q2_5_3		クリニック科 目Q2_5_4		臨床系科目履 修の有無	
	1履修 した	2履修 してい ない	1履修 した	2履修 してい ない	1履修 した	2履修 してい ない	1履修 した	2履修 してい ない	1履修 した	2履修 してい ない
	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値
法知識の習得 Q2_7a_1	3.46	3.37	3.45	3.37	3.45	3.39	3.35	3.43	3.41	3.42
法情報調査能力 Q2_7a_2	3.29	3.22	3.30	3.18	3.30	3.23	3.21	3.26	3.26	3.25
弁護士を選択 する上での動 機づけQ2_7a_3	2.96	2.67	2.91	2.67	3.08	2.68	2.87	2.78	2.84	2.56
弁護士倫理の 習得Q2_7a_4	3.02	2.81	3.04	2.72	2.98	2.87	2.85	2.92	2.93	2.77
実務技能の習 得Q2_7a_5	2.70	2.37	2.64	2.34	2.69	2.43	2.65	2.48	2.57	2.21
特定分野への 関心の獲得 Q2_7a_6	2.87	2.74	2.85	2.74	2.97	2.72	2.79	2.80	2.81	2.74
人的ネットワ ークの構築 Q2_7a_7	3.30	3.06	3.23	3.08	3.32	3.11	3.17	3.17	3.19	3.10
登録先弁護士 会に関する情 報Q2_7a_8	1.78	1.51	1.69	1.55	1.70	1.62	1.85	1.58	1.68	1.45
就職先に関する 情報Q2_7a_9	2.08	1.70	1.95	1.78	2.02	1.82	1.97	1.85	1.92	1.70

[表 2-8] 臨床系科目の履修の有無別にみた法科大学院の評価（67期第2回）

a. 登録期Q1_1 = 67期	エクスターンシ ップQ2_5_1		模擬裁判Q2_5_2		シミュレーション 科目Q2_5_3		クリニック科目 Q2_5_4		臨床系科目履修の 有無	
	1履修 した	2履修し ていない	1履修 した	2履修し ていない	1履修 した	2履修し ていない	1履修 した	2履修し ていない	1履修 した	2履修し ていない
	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値
法知識の習得Q2_7a_1	3.45	3.38	3.47	3.30	3.44	3.41	3.38	3.44	3.43	3.25
法情報調査能力Q2_7a_2	3.15	3.07	3.19	2.96	3.12	3.11	3.08	3.13	3.13	2.95
弁護士を選択する上 での動機づけQ2_7a_3	2.77	2.59	2.79	2.49	2.76	2.65	2.78	2.65	2.72	2.33
弁護士倫理の習得 Q2_7a_4	2.78	2.65	2.78	2.60	2.74	2.71	2.83	2.68	2.74	2.53
実務技能の習得Q2_7a_5	2.48	2.27	2.50	2.15	2.47	2.34	2.46	2.35	2.42	2.00
特定分野への関心の獲 得Q2_7a_6	2.79	2.61	2.77	2.57	2.77	2.68	2.69	2.72	2.74	2.42
人的ネットワークの構 築Q2_7a_7	3.17	3.06	3.16	3.04	3.19	3.08	3.20	3.09	3.14	2.88
登録先弁護士会に関す る情報Q2_7a_8	1.70	1.59	1.70	1.57	1.71	1.63	1.81	1.59	1.66	1.53
就職先に関する情報 Q2_7a_9	2.05	1.88	2.01	1.93	2.02	1.96	2.01	1.97	1.98	1.96

3. 司法修習における経験の評価

(1) 司法修習の経験で有益であったこと

次に、司法修習の評価について概観する。[表 2-9]、[表 2-10] はそれぞれ、62 期弁護士、67 期弁護士における司法修習の有益性評価について、過去の調査と比較して示したものである。法科大学院の有責性評価と同様に 4 段階評価を 2 値にまとめて示している。興味深いことは、62 期については、法科大学院の評価は 3 回の調査で上昇する項目があったが、そのような目立った変化がほとんど見られないことである。唯一、「登録地に関する情報」が前回調査と比較して 10 ポイント以上評価が下がった。

もっとも、67 期については、「法知識の習得」、「法情報調査能力」、「弁護士を選択する上での動機付け」、「実務技能の習得」、「特定分野への関心の習得」への肯定的評価が 5 ポイント以上上昇し、一方「登録地に関する

[表 2-9] 司法修習の経験で有益であったこと（62 期弁護士第 3 回）

		62期第1回		62期第2回		62期第3回	
		有益だった	有益でなかった	有益だった	有益でなかった	有益だった	有益でなかった
(1)法知識の習得	度数	520	97	352	54	455	64
	%	84.3%	15.7%	86.7%	13.3%	87.7%	12.3%
(2)法情報調査能力	度数	N/A	N/A	320	86	422	97
	%	N/A	N/A	78.8%	21.2%	81.31%	18.69%
(3)弁護士を選択する上での動機づけ	度数	488	122	340	66	427	91
	%	80.0%	20.0%	83.7%	16.3%	82.4%	17.6%
(4)弁護士倫理の習得	度数	470	142	298	108	390	129
	%	76.8%	23.2%	73.4%	26.6%	75.1%	24.9%
(5)実務技能の習得	度数	566	53	378	28	487	31
	%	91.4%	8.6%	93.1%	6.9%	94.0%	6.0%
(6)特定分野への関心の獲得	度数	246	224	262	143	337	181
	%	52.3%	47.7%	64.7%	35.3%	65.1%	34.9%
(7)人的ネットワークの構築	度数	327	247	364	40	443	76
	%	57.0%	43.0%	90.1%	9.9%	85.4%	14.6%
(8)登録地に関する情報	度数	360	169	246	158	257	262
	%	68.1%	31.9%	60.9%	39.1%	49.5%	50.5%
(9)就職先に関する情報	度数	307	211	215	190	257	262
	%	59.3%	40.7%	53.1%	46.9%	49.5%	50.5%

情報」、「就職先に関する情報」は評価が下がった。法科大学院に対する評価と同様、弁護士経験の積み重ねが司法修習での教育についての肯定的評価を上昇させたであろうか。より細部にわたる構造に変化があったかどうかについては、今後の課題としたい。

(2) 法科大学院での臨床系科目履修の有無との関係

最後に、法科大学院での臨床系科目の履修の有無と、司法修習の有益性評価との間に何らかの関係が認められるのか、検討を行う。[表 2-11]、[表 2-12] は、法科大学院での臨床系科目の履修経験の有無別に、司法修習の有益性評価の平均値を比較したものである。5%水準で有意な部分を太字

[表 2-10] 司法修習の経験で有益であったこと（67期弁護士）

		67期第1回		67期第2回	
		有益だった	有益で なかった	有益だった	有益で なかった
(1) 法知識の習得	度数	301	125	536	106
	%	70.7%	29.3%	83.5%	16.5%
(2) 法情報調査能力	度数	308	118	517	125
	%	72.3%	27.7%	80.5%	19.5%
(3) 弁護士を選択する上での動機づけ	度数	324	100	530	112
	%	76.4%	23.6%	82.6%	17.4%
(4) 弁護士倫理の習得	度数	316	110	485	156
	%	74.2%	25.8%	75.7%	24.3%
(5) 実務技能の習得	度数	352	74	579	62
	%	82.6%	17.4%	90.3%	9.7%
(6) 特定分野への関心の獲得	度数	247	179	418	224
	%	58.0%	42.0%	65.1%	34.9%
(7) 人的ネットワークの構築	度数	380	46	570	72
	%	89.2%	10.8%	88.8%	11.2%
(8) 登録地に関する情報	度数	272	154	329	313
	%	63.8%	36.2%	51.2%	48.8%
(9) 就職先に関する情報	度数	236	189	313	329
	%	55.5%	44.5%	48.8%	51.2%

論 説

にグレーの背景、10%水準で有意な部分を太字にドット背景で示した。法科大学院評価と比較すれば、臨床系科目の履修経験の有無によって平均値の差が確認された項目は少ない。それでも、67期第2回の回答者では、クリニック科目を除く臨床系科目では、履修者の方が「実務技能の習得」の有益性について高い評価を示している。（なお、62期第3回の回答者では反対に、クリニック科目履修者のみについてこのような結果が出ている。）やはり、法科大学院での実務に触れる経験は、その後の司法修習における学修にも影響を与えるのではなかろうか。

4. まとめ

ここまで、法曹養成課程の評価について、62期第3回、67期第2回回答者の回答それぞれについて概観し、臨床系科目の履修の有無と学修経験評価に着眼した分析を行った。まず、62期第3回調査の回答者、67期第2回調査の回答者それぞれについて、法科大学院の有益性評価は回答者の

〔表 2-11〕 法科大学院での臨床系科目の有無別の司法修習評価（62期弁護士）

a. 登録期Q1_1 = 62期	エクスターンシップQ2_5_1		模擬裁判Q2_5_2		シミュレーション科目Q2_5_3		クリニック科目Q2_5_4		臨床系科目履修の有無	
	1履修した	2履修していない	1履修した	2履修していない	1履修した	2履修していない	1履修した	2履修していない	1履修した	2履修していない
	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値
法知識の習得Q2_7a_1	3.31	3.32	3.29	3.34	3.33	3.29	3.36	3.30	3.29	3.44
法情報調査能力Q2_7a_2	3.16	3.14	3.18	3.09	3.28	3.09	3.16	3.15	3.16	3.13
弁護士を選択する上での動機づけQ2_7a_3	3.31	3.21	3.30	3.19	3.39	3.20	3.24	3.26	3.26	3.21
弁護士倫理の習得Q2_7a_4	3.00	2.89	2.92	2.96	3.04	2.89	2.93	2.94	2.94	2.94
実務技能の習得Q2_7a_5	3.56	3.50	3.54	3.49	3.56	3.51	3.61	3.50	3.53	3.53
特定分野への関心の獲得Q2_7a_6	2.94	2.77	2.84	2.87	2.92	2.81	2.81	2.86	2.86	2.81
人的ネットワークの構築Q2_7a_7	3.40	3.28	3.33	3.33	3.33	3.32	3.24	3.36	3.33	3.36
登録先弁護士会に関する情報Q2_7a_8	2.61	2.38	2.45	2.54	2.47	2.49	2.51	2.48	2.49	2.47
就職先に関する情報Q2_7a_9	2.54	2.40	2.43	2.50	2.41	2.48	2.43	2.47	2.45	2.57

〔表 2-12〕 法科大学院での臨床系科目の有無別の司法修習評価（67期弁護士）

a. 登録期Q1_1 = 67期	エクスターンシ ップQ2_5_1		模擬裁判Q2_5_2		シミュレーショ ン科目Q2_5_3		クリニック科目 Q2_5_4		臨床系科目履修 の有無	
	1履修 した	2履修し ていない	1履修 した	2履修し ていない	1履修 した	2履修し ていない	1履修 した	2履修し ていない	1履修 した	2履修し ていない
	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値
法知識の習得Q2_7a_1	3.16	3.08	3.16	3.04	3.13	3.12	3.12	3.12	3.12	3.14
法情報調査能力 Q2_7a_2	3.16	3.02	3.14	3.02	3.13	3.08	3.11	3.09	3.10	3.04
弁護士を選択する上 での動機づけQ2_7a_3	3.23	3.20	3.25	3.16	3.29	3.17	3.22	3.22	3.23	3.11
弁護士倫理の習得 Q2_7a_4	2.97	2.96	3.01	2.90	2.98	2.96	2.98	2.96	2.97	3.00
実務技能の習得 Q2_7a_5	3.45	3.35	3.47	3.28	3.50	3.35	3.42	3.40	3.42	3.25
特定分野への関心の 獲得Q2_7a_6	2.86	2.81	2.89	2.74	2.79	2.86	2.88	2.82	2.84	2.75
人的ネットワークの 構築Q2_7a_7	3.45	3.35	3.44	3.36	3.42	3.40	3.44	3.40	3.42	3.39
登録先弁護士会に関 する情報Q2_7a_8	2.55	2.48	2.57	2.43	2.60	2.46	2.56	2.49	2.51	2.46
就職先に関する情報 Q2_7a_9	2.50	2.40	2.52	2.33	2.43	2.47	2.44	2.46	2.45	2.47

弁護士経験の蓄積によって変化しうるものであることが示された。「今みればあまり有益でない」ことや、「今から振り返れば有益であった」という項目があり、教育課程の評価については長期的な視野からの慎重な検討が必要であることが示唆される。

また、今回の調査においても、臨床科目履修者の方が、弁護士となる動機付け、弁護士倫理の習得、実務技能の獲得等に法科大学院が有益であったと答える傾向が確認された。専門職教育において、実務に触れる教育が重要な意味をなすことが示された。

司法修習については、62期第3回調査では評価の変化があまり見られなかった一方で、67期第2回では評価が上昇している項目、下降している項目があった。このことも、教育課程の評価が評価者の経験値によって変化しうるものであることを示している。加えて、一部の評価項目において、法科大学院における臨床系科目の履修によって、司法修習の有益性評価が異なることが確認された。目下、いわゆる「3+2」と呼ばれる法曹養成課程の改革が進行中である。法科大学院での教育経験が、その後の司法修習での学修の有益性評価に影響を与えることは、学部、法科大学院、司法修習という「プロセス」において、何をどこで学習させることが専門

職教育として最も効果的であるのかを検討する一つのヒントになるのではなからうか。

(石田京子)

第3章 登録地・登録事務所移動からみた62期・67期弁護士

1. はじめに

弁護士事務所規模の拡大と弁護士法人制度の導入を背景に、「事務所内地位」の多様化がすすんでいる。本章では、62期・67期弁護士の事務所内地位について、登録直後の登録先と登録後5年目の登録先の変化を比較し、記述統計により、多様化進展の一端を探る。とくに登録地・登録事務所の変更のあったケースに注目した調査結果を示す。

2. 2019年調査にみる最初の登録事務所の登録時期

最初の登録事務所の登録時期について62期第3回・67期第2回調査からみたのが〔表3-1〕である。67期のLS修了者に1年以上遅れての最初の登録をしているものが目立つ。

3. 2019年調査にみる最初の登録事務所の所在地

最初の登録弁護士会について比較したものが〔表3-2〕である。予備試験組の東京への集中が目立つが、これは予備試験組が大手渉外事務所に採用される傾向があるところ、大手渉外事務所の多くが東京に主たる拠点を置いていることによると考えられる。

4. 2019年調査にみる最初の登録事務所の種類と職場内地位

最初の登録事務所の種類についてみたのが〔表3-3〕である。67期法科大学院修了組の組織内弁護士登録が現行62期に比べて多くなっている。また、67期予備試験合格者の97.1%は民間事務所である。

62期弁護士第3回・67期弁護士第2回ウェブ調査（藤本・石田・武士俣・上石・宮澤）

[表 3-1] 最初の事務所の登録時期（62期第3回・67期第2回）

	62期第3回				67期第2回			
	現行62期 (2009/9～)		新62期 (2009/12～)		67期LS修了 (2014/12～)		67期予備試験 (2014/12～)	
一斉登録日	42	80.8%	307	74.9%	315	58.6%	17	53.1%
1ヶ月後	3	5.8%	82	20.0%	152	28.3%	12	37.5%
2ヶ月後			8	2.0%	11	2.0%	1	3.1%
3ヶ月後	4	7.7%	0		4	0.7%		
4ヶ月後			2	0.5%	12	2.2%		
5ヶ月後					1	0.2%		
6ヶ月後					4	0.7%		
7ヶ月後					2	0.4%		
8ヶ月後							1	3.1%
9ヶ月後			1	0.2%				
10ヶ月後			1	0.2%				
11ヶ月後					1	0.2%		
12ヶ月後			3	0.7%	18	3.3%		
13ヶ月後以降	3	5.8%	6	1.5%	18	3.3%	1	3.1%
	52	100.0%	410	100.0%	538	100.0%	32	100.0%

[表 3-2] 最初の事務所の所在地（62期第3回・67期第2回）

事務所種類-最初の事務所Q4_7_1_1 と 62期新旧司法試験Q1_1a のクロス表

		62期第3回			67期第2回			
		1旧司法試験	2新司法試験	合計	1法科大学院修了	2予備試験合格	合計	
事務所種類 最初の事務所 Q4_7_1_1	1公設事務所	度数	1	9	10	6	1	7
		列%	1.8%	2.0%	2.0%	1.0%	2.9%	1.1%
	2法テラス法律事務所	度数	0	3	3	4	0	4
		列%	0.0%	.7%	.6%	.7%	0.0%	.6%
	3法科大学院連携クリニック事務所	度数	0	1	1	1	0	1
		列%	0.0%	.2%	.2%	.2%	0.0%	.2%
	4外国法事務弁護士事務所	度数	4	15	19	13	0	13
		列%	7.1%	3.3%	3.7%	2.2%	0.0%	2.1%
	5組織内(国)	度数	0	1	1	1	0	1
		列%	0.0%	.2%	.2%	.2%	0.0%	.2%
	6組織内(地方)	度数	0	0	0	2	0	2
		列%	0.0%	0.0%	0.0%	.3%	0.0%	.3%
	7組織内(企業等)	度数	5	10	15	57	0	57
		列%	8.9%	2.2%	2.9%	9.7%	0.0%	9.1%
	8上記以外の民間事務所	度数	46	416	462	504	34	538
		列%	82.1%	91.2%	90.2%	85.4%	97.1%	86.1%
	9その他	度数	0	1	1	2	0	2
		列%	0.0%	.2%	.2%	.3%	0.0%	.3%
合計	度数	56	456	512	590	35	625	
	列%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

[表 3-4] は最初の事務所内地位の比較である。67 期独立採算弁護士と 67 期組織内弁護士の比率が高くなっていることがわかる。

5. 登録 5 年目時点での職場移動

事務所移動について、登録 5 年目について 62 期第 2 回調査（2014 年）データと 67 期第 2 回調査（2019 年）データを比較したのが [表 3-5] である。5 年目で移動していない（最初の事務所に所属してまゝ）割合は、62 期が 54.2%、67 期は 55.6% となり大きな違いはみられない。ただし、67 期予備試験組は移動していない割合がやや高く 62.9% である。

次に登録事務所の変更のあったものみに着目して、62 期第 2 回と 67 期第 2 回を比較してみる。[表 3-6] は、62 期についてみたものであるが、5 年目までに大規模な単位会から小さい単位会に移動する傾向が観察される。

[表 3-3] 最初の事務所の種類（62 期第 3 回・67 期第 2 回）

事務所種類-最初の事務所Q4_7_1_1 と 62期新旧司法試験Q1_1a のクロス表

			62期第3回			67期第2回		
			1旧司法試験	2新司法試験	合計	1法科大学院修了	2予備試験合格	合計
事務所種類 最初の事務所Q4_7_1_1	1公設事務所	度数	1	9	10	6	1	7
		列%	1.8%	2.0%	2.0%	1.0%	2.9%	1.1%
	2法テラス法律事務所	度数	0	3	3	4	0	4
		列%	0.0%	.7%	.6%	.7%	0.0%	.6%
	3法科大学院連携クリニック事務所	度数	0	1	1	1	0	1
		列%	0.0%	.2%	.2%	.2%	0.0%	.2%
	4外国法事務弁護士事務所	度数	4	15	19	13	0	13
		列%	7.1%	3.3%	3.7%	2.2%	0.0%	2.1%
	5組織内（国）	度数	0	1	1	1	0	1
		列%	0.0%	.2%	.2%	.2%	0.0%	.2%
	6組織内（地方）	度数	0	0	0	2	0	2
		列%	0.0%	0.0%	0.0%	.3%	0.0%	.3%
	7組織内（企業等）	度数	5	10	15	57	0	57
		列%	8.9%	2.2%	2.9%	9.7%	0.0%	9.1%
	8上記以外の民間事務所	度数	46	416	462	504	34	538
		列%	82.1%	91.2%	90.2%	85.4%	97.1%	86.1%
	9その他	度数	0	1	1	2	0	2
		列%	0.0%	.2%	.2%	.3%	0.0%	.3%
合計		度数	56	456	512	590	35	625
		列%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

62期弁護士第3回・67期弁護士第2回ウェブ調査（藤本・石田・武士俣・上石・宮澤）

[表 3-4] 最初の事務所での職場内地位（62期第3回・67期第2回）

事務所内地位-最初の事務所Q4_8_1_1 と 62期新旧司法試験Q1_1a のクロス表

			62期第3回			67期第2回		
			1旧司法試験	2新司法試験	合計	1法科大学院修了	2予備試験合格	合計
事務所内地位 最初の事務所 118100	1設立者たる経営弁護士・代表社員弁護士	度数	0	7	7	15	2	17
		列%	0.0%	1.5%	1.4%	2.5%	5.7%	2.7%
	2経営弁護士・代表社員弁護士	度数	2	11	13	10	0	10
		列%	3.6%	2.4%	2.5%	1.7%	0.0%	1.6%
	3被養成弁護士	度数	3	21	24	12	0	12
		列%	5.4%	4.6%	4.7%	2.0%	0.0%	1.9%
	4勤務弁護士	度数	44	371	415	435	26	461
		列%	78.6%	81.4%	81.1%	73.7%	74.3%	73.8%
	5社員弁護士	度数	0	13	13	16	1	17
		列%	0.0%	2.9%	2.5%	2.7%	2.9%	2.7%
	6独立採算弁護士 (経費あり)	度数	2	12	14	31	2	33
		列%	3.6%	2.6%	2.7%	5.3%	5.7%	5.3%
	7独立採算弁護士 (経費なし)	度数	0	10	10	10	3	13
		列%	0.0%	2.2%	2.0%	1.7%	8.6%	2.1%
8組織内弁護士 (除出向)	度数	5	10	15	58	0	58	
	列%	8.9%	2.2%	2.9%	9.8%	0.0%	9.3%	
9その他	度数	0	1	1	3	1	4	
	列%	0.0%	.2%	.2%	.5%	2.9%	.6%	
合計		度数	56	456	512	590	35	625
		列%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

[表 3-5] 登録5年目時点での事務所移動数

			62期第2回		67期第2回		合計
			1旧司法試験	2新司法試験	1法科大学院修了	2予備試験合格	
登録事務所 登録事務所数 Q4_1	1	度数	24	196	332	22	354
		列%	47.1%	55.7%	55.6%	62.9%	56.0%
	2	度数	20	129	204	10	214
		列%	39.2%	36.6%	34.2%	28.6%	33.9%
	3	度数	6	23	50	3	53
		列%	11.8%	6.5%	8.4%	8.6%	8.4%
	4	度数	1	4	9	0	9
		列%	2.0%	1.1%	1.5%	0.0%	1.4%
	5	度数	N/A	N/A	2	0	2
		列%	N/A	N/A	.3%	0.0%	.3%
合計		度数	51	352	597	35	632
		列%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

[表 3-7] は、67 期についてみたものである。62 期と対称的に 5 年目までに移動した者は地方から都会へ移動が観察される。

次に、[表 3-8] は 62 期 5 年目時点で職場内地位にどのような変化があったかをみたものである。[表 3-9] は同じように 67 期について 5 年目時点の職場内変化をみたものであるが、勤務弁護士が独立した割合が 62 期よりも少なくなっている。62 期第 2 回調査と 67 期第 3 回調査で事務所内地位のカテゴリーが異なっているのでその点に留意が必要である。

[表 3-6] 62 期第 2 回調査における登録弁護士の移動

Q4_1_2【最初の職場】登録弁護士会		* Q4_C_2【現在の職場】登録弁護士会 Crosstabulation				合計	
62期第2回		Q4_C_2【現在の職場】登録弁護士会					
		1東京三会	2大阪 弁護士会	3他の高裁本 庁弁護士会	4上記以外 の弁護士会		
Q4_1_2【最初の職場】登録 弁護士会	1東京三会	度数	58	0	2	17	77
		行%	75.3%	0.0%	2.6%	22.1%	100.0%
	2大阪弁護士会	度数	1	13	0	4	18
		行%	5.6%	72.2%	0.0%	22.2%	100.0%
	3他の高裁本 庁弁護士会	度数	1	0	18	9	28
		行%	3.6%	0.0%	64.3%	32.1%	100.0%
	4上記以外の 弁護士会	度数	5	0	2	53	60
		行%	8.3%	0.0%	3.3%	88.3%	100.0%
合計		度数	65	13	22	83	183
		行%	35.5%	7.1%	12.0%	45.4%	100.0%

[表 3-7] 67 期第 2 回調査における登録弁護士の移動

登録弁護士会-最初の事務所Q4_3_1_1 と 登録弁護士会-現在の事務所Q4_3_C のクロス表

67期第2回		登録弁護士会-現在の事務所Q4_3_C				合計	
		1東京三会	2大阪 弁護士会	3他の高裁本 庁のある弁護 士会	4上記以外 の弁護士会		
登録 弁護 士会- 最初 の事 務所 Q4_3_1_1	1東京三会	度数	99	6	5	13	123
		行%	80.5%	4.9%	4.1%	10.6%	100.0%
	2大阪弁護士 会	度数	2	17	2	9	30
		行%	6.7%	56.7%	6.7%	30.0%	100.0%
	3他の高裁本 庁弁護士会	度数	7	2	30	8	47
		行%	14.9%	4.3%	63.8%	17.0%	100.0%
	4上記以外の 弁護士会	度数	21	6	2	44	73
		行%	28.8%	8.2%	2.7%	60.3%	100.0%
合計		度数	129	31	39	74	273
		行%	47.3%	11.4%	14.3%	27.1%	100.0%

[表 3-8] 62 期第 2 回調査における移動した場合の事務所内地位の変化

Q4_1_7【最初の職場】職場での地位 * Q4_C_7【現在の職場】職場での地位 Crosstabulation

62期第2回			Q4_C_7【現在の職場】職場での地位						
			1事務所 所設 立者 たる 経営 弁護 士	2 1以外 の経営 弁護士	3養成 中の弁 護士 (法テ ラス採 用)	4養成 中の弁 護士 (養成 事務所 採用)	5 4以 外の勤 務弁 護士	6独立 採算弁 護士	7その 他
【最初の 職場】 職場での 地位 Q4_1_7	1事務所 所設立者 たる 経営 弁護士	度数	1	2					3
		行%	33.3%	66.7%					100.0%
	2 1以外 の経営 弁護士	度数		3					3
		行%		100.0%					100.0%
	3養成 中の弁 護士 (法テ ラス採 用)	度数		8			1	1	5
		行%		53.3%			6.7%	6.7%	33.3%
	4養成 中の弁 護士 (養成 事務所 採用)	度数		11					11
		行%		100.0%					100.0%
	5 4以外 の勤 務弁 護士	度数	9	121			8	2	1
		行%	6.4%	85.8%			5.7%	1.4%	.7%
	6独立 採算 弁 護士	度数	1	2					3
		行%	33.3%	66.7%					100.0%
	7その他	度数		1					1
		行%		100.0%					100.0%
合計	度数	11	148			9	3	6	
	行%	6.2%	83.6%			5.1%	1.7%	3.4%	

6. おわりに

最後に本章でみたデータから得られた知見についてまとめておこう。

62期と比して67期は、最初の事務所への登録時期が遅くなっていたことか観察される。67期予備試験合格者は、最初の勤務地として東京への登録が目立つ。この傾向は最初の事務所の所在地が東京23区内に集中していることとも符合する。67期予備試験合格者の最初の登録事務所の弁護士数が多いことから、大規模事務所へ予備試験合格者たる新人弁護士が就職していることが裏付けられる。

67期法科大学院修了者のみについて最初の登録事務所が組織内弁護士としての登録がある者が一定数観察される。これと合わせ、独立採算弁護士としての最初の登録事務所に登録する例も増えている。

[表 3-9] 67 期第 2 回調査における移動した場合の事務所内地位の変化

事務所内地位-最初の事務所Q4_8_1_1 と 事務所内地位-現在の事務所Q4_8_C のクロス表

		事務所内地位-現在の事務所Q4_8_C								合計
		1設立者たる経営弁護士・代表社員弁護士	2経営弁護士・代表社員弁護士	4勤務弁護士	5社員弁護士	6独立採算弁護士(経費あり)	7独立採算弁護士(経費なし)	8組織内弁護士(除出向)	9その他	
事務所内地位-最初の事務所Q4_8_1_1	1設立者たる経営弁護士・代表社員弁護士	度数	2				1			3
		行%	66.7%				33.3%			100.0%
	2経営弁護士・代表社員弁護士	度数	1	1	2		1			5
		行%	20.0%	20.0%	40.0%		20.0%			100.0%
	3被養成弁護士	度数	1	4	4					9
		行%	11.1%	44.4%	44.4%					100.0%
	4勤務弁護士	度数	36	12	101	2	12	6	22	191
		行%	18.8%	6.3%	52.9%	1.0%	6.3%	3.1%	11.5%	100.0%
	5社員弁護士	度数	2	1	2	2	2		1	10
		行%	20.0%	10.0%	20.0%	20.0%	20.0%		10.0%	100.0%
	6独立採算弁護士(経費あり)	度数	8		3		4			15
		行%	53.3%		20.0%		26.7%			100.0%
	7独立採算弁護士(経費なし)	度数			3		2	1		6
		行%			50.0%		33.3%	16.7%		100.0%
	8組織内弁護士(除出向)	度数	1		13		1		13	28
		行%	3.6%		46.4%		3.6%		46.4%	100.0%
	9その他	度数			1					2
		行%			33.3%					66.7%
合計	度数	51	18	129	4	23	7	36	270	
	行%	18.9%	6.7%	47.8%	1.5%	8.5%	2.6%	13.3%	100.0%	

事務所移動の傾向については 62 期 5 年目と 67 期 5 年目とほぼ同じレベルである。

事務所移動があった者に着目すると、62 期第 2 回調査（2014 年実施）では大きな単位会から小さい単位会、都市部から地方部への登録事務所変更に伴う移動が観察されたのに対し、67 期第 2 回調査（2019 年実施）では逆に大きな単位会へそして都市部への移動が多くなっている。また、最初の登録事務所勤務弁護士であった者が独立する割合も 62 期より 67 期のほうが減っている。

62 期と 67 期の間ではその最初の 5 年間のキャリア展開に、(多数は)似たような展開をしている一方で、その登録移動の傾向について注目すべ

き差異も観察された。さらに分析をすすめ、この背景について探っていくことは次の機会に行いたい⁹⁾。

（藤本亮）

第4章 新人弁護士のキャリア展開と業務

—67期弁護士第2回調査の結果から—

本章では、司法修習第67期弁護士（以下、「67期弁護士」と呼ぶ）全数を対象とした第2回の質問紙（ウェブ利用）調査の結果にもとづいて、その業務にかかわる側面の実態を、第1回調査の結果からの変化の有無や程度に着目しつつ記述する。今回調査は62期弁護士と67期弁護士を同時に対象とし、前者については3回目、後者については2回目となるものであるが、62期第3回調査となるデータはここでは取り上げない。すなわち、62期弁護士を対象とした2回の先行調査の結果がすでに報告されていることから¹⁰⁾、それとの比較に資するために67期弁護士のみデータをとり上げる¹¹⁾。取り上げるデータ項目は労働時間の量、業務活動の内容、民事業務の内容、依頼者の種類、そして業務分野の取扱い状況である。

1 労働時間

入職から5年目の67期弁護士の週当たり平均労働時間は57.2時間であり、第1回調査の60.2時間から3時間少なくなっている¹²⁾。[表4-1]の分布をみると、今回調査では山形分布の最頻値が週50-59時間となっており、週60-69時間が最頻値であった67期第1回調査の結果と比べ下方にシフトしている。

9) 今回の調査では同一事務所内での事務所内地位の移動についての質問項目は含まれていない

10) 前掲註1 宮澤節生他（2011）・宮澤節生他（2013）・宮澤節生他（2014）・宮澤節生他（2015）・宮澤節生他（2016）

11) 今回で3回目の調査となる62期弁護士の対応データについては前掲註1 藤本亮他（2019）の全体集計表を参照されたい。

12) 週あたり労働時間の質問に対する回答には20時間未満とするものが若干含まれていたが、これらの回答は所得についての回答と照らし合わせた上で、週あたりではなく1日あたりの労働時間とみなして集計した。

この結果は、キャリアの進展における若手弁護士の労働時間量の変化の一般的パターンを示している。67期弁護士調査に先行して行われた62期弁護士を対象とした同一設計による第1回調査と第2回調査の結果でも、同様のパターンがみられた¹³⁾。

2 業務活動への労働時間配分

弁護士の業務活動は多岐にわたる。その広がりを捉えるために、我々は残余カテゴリーを含めて7つの活動領域を設定し、それぞれへの全労働時間の配分割合を調べた。「通常業務」とは自己が単独又は共同で受任し、正規の報酬を得て行う業務のことである。「補助的業務」は事務所の他の弁護士の指示を受けて行う自己の受任案件でない業務のことである。勤務弁護士が多い若手弁護士にはそれなりの業務量があるものと想定した。「組織内弁護士業務」は企業や官庁に雇用される弁護士であるが、これも若手弁護士に多い領域であることはいままでのない。「法律扶助・国選弁護業務」は法テラスを経由する業務である。これは公益性のある業務であるが、語の本来の意味でのプロボノ活動とは区別されるものなのでその意味での「公益活動」というカテゴリーを別に設定した。「弁護士会活動」には会の各種委員会活動の他、弁護士会による研修への参加も含む。裁判所関係の委員、大学での教育活動、その他種々の社会的活動などは残余カテゴリーとした。

[表4-2]は各活動カテゴリーへの労働時間配分割合を示している。今回の第2回調査では「通常業務」への時間配分が56%と大きな割合を占める反面、「補助的業務」は8%とわずかである。「法律扶助・国選弁護業務」は約12%、「公益活動」の4%と併せると公益性の性格をもつ法律業務への従事は16%程度になる。

第1回調査の結果と対比すると大きく変化しているのは「通常業務」と「補助的業務」である。第1回調査では両者がそれぞれほぼ3分の1ずつと同等の割合を占めていたが、今回調査では前者が大きく増え、後者が大

13) ちなみに、62期弁護士では週あたり労働時間の平均値は60.4時間から58.5時間へとそのほぼ2時間減少している（前掲註1宮澤節生他（2013）72頁）。

〔表 4-1〕 週あたり労働時間（Q6-1）

労働時間（週）	67期Ⅰ		67期Ⅱ	
	人数	割合(%)	人数	割合(%)
0-19 時間	0	0.0	0	0.0
20-39 時間	7	1.7	19	3.1
40-49 時間	68	16.1	111	18.1
50-59 時間	105	24.7	192	31.3
60-69 時間	113	26.6	170	27.7
70-79 時間	85	20.1	76	12.4
80 時間以上	36	10.6	46	7.5
合計	424	100.0	614	100.0
平均（時間）	60.2		57.2	

（67期Ⅰは67期第1回調査／67期Ⅱは67期第2回調査）

〔表 4-2〕 活動領域別平均労働時間配分（%）（Q6-2）

活動領域	67期Ⅰ (n=424)	67期Ⅱ (n=622)
通常業務	34.2	55.9
補助的業務	33.5	8.4
組織内弁護士業務	8.2	13.7
法律扶助・国選弁護	12.4	11.7
公益活動（プロボノ等）	3.6	4.1
弁護士会活動	6.3	4.6
その他の活動	1.8	1.5
計	100.0	100.0

きく減った¹⁴⁾。変化の方向性は了解可能であるが、この変化の大きさの理由はさらに追求されるべき点である。

法律扶助や国選弁護など公的機関である法テラスから報酬支払を受ける

14) ちなみに、62期弁護士に対する2回の調査での変化をみると、通常業務が約44%で一定、「補助的業務」が25%から18%に低下した（前掲註1 宮澤節生他（2011）185頁；前掲註1 宮澤節生他（2014）122頁）。

業務への配分割合は12%前後で一定である。62期弁護士の場合、第1回、第2回調査ともに15%前後で一定であったことと比べると¹⁵⁾、67期弁護士では水準の低下があるようにみえる。また、弁護士会関係の活動への配分割合も若干低下しているようにみえる。

3 民事業務における労働時間配分

民事業務の実態を紛争業務と非紛争業務の比重の如何という観点から把握するために、紛争業務をさらに訴訟案件、調停案件、その他の裁判所手続案件、裁判所外紛争業務に区分し、各カテゴリーへの労働時間配分割合を調べた。

今回調査の結果は〔表4-3〕に示されているとおりである。おおまかにいえば、紛争案件全体には約3分の2、非紛争案件には約3分の1の時間がそれぞれ充当されている。

紛争案件をより細かくみると、訴訟案件への配分割合は3割を切る水準であり、第1回調査より多少減っている。調停とその他の裁判所案件には併せて約2割、そして裁判所外紛争案件には約17%の時間が使われているが、この割合は第1回調査と今回調査を通して一定している。第1回調査と比べて、訴訟案件への配分割合の減少分が非紛争案件への配分割合の増加分となって現われている。しかし、この変化の程度はそれほど大きいとはいえず、有意味なものであるかは今のところ不明である。

4 依頼者の種類別労働時間配分

依頼者の種類別に労働時間の配分割合をみるにあたって、個人依頼者を資力に乏しい法律扶助・国選弁護案件の依頼者とそれ以外の一般の個人依頼者に区分した。組織の依頼者を、企業は大企業と中小企業に区分し、官公庁を独立のカテゴリーとして設けた。

各カテゴリーへの時間配分割合は〔表4-4〕に示されている。これによれば、個人依頼者の中では法律扶助・国選弁護案件の依頼者が20%、一

15) 前掲註1 宮澤節生他(2011) 185頁；前掲註1 宮澤節生他(2014) 122頁。

[表 4-3] 民事業務における平均労働時間配分 (%) (Q7)

民事業務区分	67期Ⅰ (n=424)	67期Ⅱ (n=598)
訴訟案件	31.0	28.5
調停案件	12.5	12.8
その他裁判所手続案件	6.7	6.6
裁判所外紛争案件	16.8	16.7
非紛争案件	33.2	35.4
計	100.0	100.0

般の個人が32%、併せて約52%である。企業依頼者の中では大企業と中小企業がともに約22%で、併せて約44%となる。

第1回調査からの変化に目を向けると、今回調査では全体として個人依頼者への割合が減り、企業依頼者への割合がふえるという結果がみられた。個人依頼者の割合が、資力に乏しい個人の割合も一般の個人の割合もともにそれぞれ2ポイントほど減少している。他方で企業依頼者の割合が大企業も中小企業もともに増加している。とくに中小企業の依頼者にたいする配分割合は約5ポイント増えており、顕著な伸びといえよう¹⁶⁾。

[表 4-4] 顧客種類別平均労働時間配分 (%) (Q8)

顧客種類	67期Ⅰ (n=424)	67期Ⅱ (n=604)
個人（法律扶助・国選弁護）	22.3	19.8
個人（一般）	34.6	32.5
大企業	19.7	22.3
中小企業	16.9	21.8
官公庁	2.2	1.4
その他	4.3	2.2
計	100.0	100.0

16) ちなみに、62期弁護士に対する第1回と第2回の調査ではほとんど変化がなく、67期弁護士第1回調査の結果と類似している（前掲註1 宮澤節生他（2011）188頁；前掲註1 宮澤節生他（2014）126頁）。

5 個別業務分野の取り扱い状況

つぎに、個々の業務分野への労働時間配分の程度をみることを通して、67期弁護士がどのような分野にどれだけ注力しているかをみていこう。設定した業務分野は37である（調査票¹⁷⁾を参照）。我々は労働時間投入の程度を①「まったく時間を使わなかった」（法律業務の労働時間全体の0%）、②「あまり時間を使わなかった」（同5%未満）、③「ある程度時間を使った」（同15%未満）、④「かなりの時間を使った」（同15%以上）の4件法で測定した。そこで、このうちある特定の業務分野に「ある程度時間を使った」または「かなりの時間を使った」と回答した弁護士を当該分野の「取扱い弁護士」とした。そして、全回答弁護士に占めるこの「取扱い弁護士」の比率によって業務の広がりを探っていくことにする。

さて、取扱い弁護士比率の大きい業務分野はどのような分野だろうか。[表4-5]は取扱い弁護士比率が40%以上もしくはそれに準ずる上位の分野を示したものである¹⁸⁾。これによれば、「刑事弁護」、「家族・親族国内事件」、「遺言・相続」、「任意整理・個人再生・個人破産」、および「交通事故原告側」の5分野は、第1回調査と第2回調査のいずれにおいても上位を占め、67期弁護士の多くが取扱っている中核的業務分野といえる¹⁹⁾。これらに加えて、第1回調査では3割台であった「その他の企業法務」が上位に上がっている。他方で、第1回調査で40%であった「債権回収」が今回は3割台に下がっている。

第1回調査から第2回調査にかけての変化の大きさに着目すると、「刑事弁護」と「その他の企業法務」が注目される。前者は10ポイント以上低下している。反対に後者は10ポイント以上上昇した。

17) 前掲註1 藤本亮他（2019）

18) ここで「準ずる分野」というのは2回の調査のうち、どちらか1つでは40%に達していないが、もう一方では40%以上である分野をいう。

19) ちなみに、62期弁護士にあっても、この上位5分野は同一である（前掲註1 宮澤節生他（2015）76頁）。

[表 4-5] 取扱い弁護士比率上位*分野（Q9-1）

業務分野	67期Ⅰ	67期Ⅱ
刑事弁護	61	45
家族・親族国内事件	61	55
交通事故原告側	55	55
遺言・相続	49	52
任意整理・個人再生・破産	51	47
債権回収	40	[36]
その他の企業法務	[33]	48

* 上位：40%以上およびそれに準ずる水準（[] を付した）

対照的に、取扱い弁護士比率が10%以下もしくはそれに準ずる下位分野をみてみよう²⁰⁾。[表 4-6] に示されているように、そうした分野には税金問題、環境・公害問題、行政事件、医療事故事件などの諸分野があり、これらは当事者サイドや顧客種類を問わず2回の調査を通じて一貫して取扱う弁護士の少ない分野である。この下位分野には全部で15分野あるが、この中で「破産管財人」だけが第2回調査で比率10%を超え、キャリア展開の時間的効果を示唆する一定の上昇を示している。

全37分野のうち、上に取り上げた上位と下位の諸分野以外の中位15分野は取扱い弁護士比率が10%を超えて40%未満の分野で、[表 4-7] に示すとおりである。この中では「不動産賃貸借貸主側」、「労働問題使用者側」、「不動産売買」は比較的比率の大きい分野で、第1回調査の結果と同様の水準であり、一貫している。

ここにおいて第1回調査から第2回調査にかけての変化の程度や方向を確認しよう。10ポイントを超えるような大幅な増減を示す分野は存在しない。5ポイント以上でみると、「労働災害」、「企業合併・買収」、「涉外・国際取引」の各分野において取扱い弁護士比率が上昇した。他方、「労働問題労働者側」、「近隣関係問題」、「少年事件」の各分野においては比率が低下した。

20) ここで「準ずる分野」とは2回の調査のうち、どちらか1つでは10%以下であるが、もう一方では10%を超える分野をいう

[表 4-6] 取扱い弁護士比率下位 * 分野 (Q9-1)

業務分野	67 期 I	67 期 II
破産管財人	7	[14]
医療事故患者側	9	9
行政事件個人代理	9	6
消費者問題業者側	6	7
独占禁止・不正競争	7	9
家族・親族国際事件	5	5
犯罪被害者支援	3	5
外国人の人権	5	5
環境・公害問題住民・被害者側	6	3
行政事件行政機関代理	4	3
医療事故医師・病院側	4	3
行政事件企業代理	3	3
税金問題企業代理	3	2
環境・公害問題開発・企業側	1	2
税金問題個人代理	1	2

* 下位：10%以下およびそれに準ずる水準（[] を付した）

6 まとめ

以上、入職から5年目の67期弁護士の業務の実態を入職時からの変化に着目して記述した。最後にまとめとして、こうした実態の説明に向けたさらなる分析にかかわる若干の重要と思われるポイントを指摘しておきたい。

第1に、業務活動の諸領域の相対的比重に関して、通常業務への平均配分割合が3分の1から56%へ大きく増加、逆に補助的業務は3分の1から8%へ大きく減少した点である。測定誤差を考慮したとしてもこの変化はきわめて大きく、この理由が何であるか究明される必要がある。

第2に、67期弁護士にあっては紛争案件には約3分の2、非紛争案件には約3分の1の時間がそれぞれ充当されており、この点に変化はみられないが、紛争案件の中をみると訴訟案件の割合は低下している。これが趨勢的な傾向を示すものであるかより綿密な検討が求められる。

[表 4-7] 取扱い弁護士比率中位*分野（Q9-1）

業務分野	67期Ⅰ	67期Ⅱ
不動産賃貸借貸主側	32	32
労働問題使用者側	29	31
不動産売買	27	24
交通事故被告・保険会社側	21	21
労働問題労働者側	27	20
企業倒産・整理・再生	23	20
近隣関係問題	22	14
建築紛争	19	18
少年事件	19	14
消費者問題消費者側	15	11
不動産賃貸借借り手側	18	14
労働災害	14	20
企業合併・買収	13	20
渉外・国際取引	11	17
知的財産	13	16

* 中位：10%超—39%

第3に、依頼者の種類では、キャリア展開にともない個人の割合が全体として減り、企業の割合が全体として増えているように見える。とくに、中小企業の割合の上昇幅は大きい。この点も趨勢的な傾向であるかどうかの確認と理由をさらに追求する必要がある。

最後に、個別の業務分野の取扱い状況に関して注目されるのは、キャリア展開にともない取扱い弁護士比率が「刑事弁護」で大きく低下し、「その他の企業法務」で大きく上昇したことである。この他、比率の一定の上昇がみられた分野には「労働災害」、「企業合併・買収」、「渉外・国際取引」、それに「破産管財人」がある。こうした現象は直感的に了解可能なものもあればそうでないものもある。理解を進めるために、今後、業務分野間の結合パターンを分析して業務の構造を明らかにしていきたい。

(武士俣敦)

第5章 所得、満足感及び不安感の変化 —62期・67期弁護士のコーホート調査から

1. はじめに

この章では、62期および67期の弁護士の所得、満足度、不安感がどのように変化したかを扱うことにする。我々が行ってきた調査は、シカゴの弁護士調査の知見を参考にしている。シカゴの弁護士調査から得られた知見によれば、弁護士は教育的・社会的・人種的背景によって、所属する事務所の種類（大規模事務所か個人事務所か）が異なり、それは主要な顧客の種類（大企業か個人か）や業務内容も異なる。それは所得や社会的威信等の違いにも繋がっているというものであった。

そのため、まず所得に影響する要因が何であるのかが注目すべきポイントとなった。これまでの調査によれば、所得に影響する要因としては、性別や出身法科大学院などがあった。そして性別はキャリアの最初から男女間で所得には差が見られ²¹⁾、出身法科大学院については、東京大学法科大学院出身であることは、他の法科大学院出身と比べて、明確に所得が高い傾向が見られた。

一方、満足感と不安感についてであるが、ともに所得の影響が見られることは確かであるが、大半の弁護士は、満足感が高いものの、他方で将来に対する不安感も高いという状態であった。

こうした状況が今回の調査において、どのような変化が見られたかを以下に概観してゆく。なお上のような問題意識のもとに分析してゆく本章では、所得や満足度、不安感の大きな変化を見てゆくが、62期弁護士の方が弁護士登録してから時間経過が長いことから、弁護士業務を行ってゆく中でどういった変化が生じたかを検討するには適している。とりわけ、女

21) 62期弁護士については、第1回調査、第2回調査とも、性別と所得との間には有為な関連は見られなかった。しかし、これは、所得を一定の所得帯に分け、そのうちのどれに該当するかを尋ねたことが影響する。67期弁護士第1回調査で所得額を尋ねたところ、女性の方が男性より有意に所得が低かった。だが、62期弁護士調査のときと同じ所得帯に分類し直して分析したところ、性別と所得との間の有意な関連は消えてしまった（前掲註1 藤本亮他（2017）89頁）。したがって、62期弁護士において、本当に性別と所得との間に何らかの関連がなかったのかどうかは明らかではない。

性弁護士については、第6章でも検討されるが、結婚や出産・育児、介護といった問題を、男性よりも抱え込む可能性が高い。それは年齢が上がってゆくにつれて、抱え込んでゆくことになるであろう。そのことは、所得にも影響し得ると考えられる。そこで、特段の言及がない限りは、62期弁護士を対象として検討を進めてゆくことにする。

2. 所得の変化

(1) 所得の概要

所得の分布について、期毎で、これまで用いている所得帯に分けなおしてみると、[表5-1]のとおりになった。62期弁護士については約4割が1,000万円以上の所得を得ており、1割弱が2,000万円以上の所得を得ている。67期弁護士では、所得1,000万円以上を得ている者は1割強しかいなかった。これは62期と67期との間に5年間の実務経験があることが影響している者と思われる。他方、所得200万円未満については、両者にはさほど差がなかった。62期、67期共に、所得の格差が生じてきていたが、62期の方が格差は大きかった。

性別と所得との関係を見てみると、[表5-2]に見るように、62期においても67期においても、女性の方が有意に所得が低かった。これまで、62期においても67期においても、所得帯でみたときには、性別と所得との間に有意な関連が見られなかったことを考えると、新しい傾向である。性別による所得に大きな差が生じていることがうかがえる。

このように性別によって所得が大きく異なっていること自体は、以前から見られた傾向であったが、今回の調査では、62期の女性弁護士に、所得が200万円未満の者の割合が高くなっていることが大きな特徴である。

女性弁護士に、極端に低所得の者の割合が高い原因としては、結婚に伴う家事や育児の負担が考えられる。そこで、62期弁護士に限定して、配偶者の有無によって、性別と所得との間に関連があるかどうかをみた。[表5-3]によると、配偶者のいない者については、性別と所得との間に有意な関連は見られなかった。これに対して、配偶者のいる者については、性別と所得との間に有意な関連が見られた。所得1,000万円以上の者が、男性では約半数に上っていたのに対して、女性では4分の1程度しかいない。

[表 5-1] 62 期、67 期別の所得 (Q10_2) 分布

		所得帯 (課税所得)						合計
		70万円以下	70万円超、 200万円未満	200万円以上、 500万円未満	500万円以上、 1,000万円未満	1,000万円以上、 2,000万円未満	2,000万円以上	
62期	度数	10	6	63	213	151	38	481
	%	2.1%	1.2%	13.1%	44.3%	31.4%	7.9%	100.0%
67期	度数	8	13	181	306	69	6	583
	%	1.4%	2.2%	31.0%	52.5%	11.8%	1.0%	100.0%

[表 5-2] 62 期、67 期別の性別と所得帯とのクロス表

62期弁護士			所得帯 (課税所得)						合計
			70万円以下	70万円超、 200万円未満	200万円以上、 500万円未満	500万円以上、 1,000万円未満	1,000万円以上、 2,000万円未満	2,000万円以上	
性別F1	1男性	度数	3	3	36	148	127	34	351
		%	0.9%	0.9%	10.3%	42.2%	36.2%	9.7%	100.0%
	2女性	度数	7	3	27	63	24	4	128
		%	5.5%	2.3%	21.1%	49.2%	18.8%	3.1%	100.0%
合計		度数	10	6	63	211	151	38	479
		%	2.1%	1.3%	13.2%	44.1%	31.5%	7.9%	100.0%

Fisherの正確確率検定(両側) p=0.00

67期弁護士			所得帯 (課税所得)						合計
			70万円以下	70万円超、 200万円未満	200万円以上、 500万円未満	500万円以上、 1,000万円未満	1,000万円以上、 2,000万円未満	2,000万円以上	
性別F1	1男性	度数	7	7	133	238	62	6	453
		%	1.5%	1.5%	29.4%	52.5%	13.7%	1.3%	100.0%
	2女性	度数	1	6	48	68	7	0	130
		%	0.8%	4.6%	36.9%	52.3%	5.4%	0.0%	100.0%
合計		度数	8	13	181	306	69	6	583
		%	1.4%	2.2%	31.0%	52.5%	11.8%	1.0%	100.0%

Fisherの正確確率検定(両側) p=.013

[表 5-3] 配偶の有無 (F3) 別の性別と所得帯とのクロス表

配偶者有無F3			所得帯 (課税所得)						合計	
			70万円以下	70万円超、 200万円未満	200万円以上、 500万円未満	500万円以上、 1,000万円未満	1,000万円以上、 2,000万円未満	2,000万円以上		
1配偶者あり	性別F1	1男性	度数	0	1	22	115	107	31	276
			%	0.0%	0.4%	8.0%	41.7%	38.8%	11.2%	100.0%
	2女性	度数	4	3	22	36	17	4	86	
		%	4.7%	3.5%	25.6%	41.9%	19.8%	4.7%	100.0%	
	合計		度数	4	4	44	151	124	36	362
			%	1.1%	1.1%	12.2%	41.7%	34.3%	9.9%	100.0%

Fisherの正確確率検定(両側) p=.000

2配偶者なし	性別F1	1男性	度数	3	2	14	33	20	3	75
			%	4.0%	2.7%	18.7%	44.0%	26.7%	4.0%	100.0%
	2女性	度数	3	0	5	27	7	0	42	
		%	7.1%	0.0%	11.9%	64.3%	16.7%	0.0%	100.0%	
	合計		度数	6	2	19	60	27	3	117
			%	5.1%	1.7%	16.2%	51.3%	23.1%	2.6%	100.0%

Fisherの正確確率検定(両側) p=.228

これに対して、所得200万円未満の者については、男性はほとんどいないにもかかわらず、女性では1割弱いるといった状態であった。

では、なぜ配偶者のいる女性について、低所得の者が多いのか。一つの可能性として育児負担があるのではないかと考え、出産・育児経験と所得との関係を、性別ごとに見たのが、[表5-4]である。

これによれば、男性では、出産・育児の経験の有無と所得との間に有意な関連が見られたが、女性については、出産・育児の有無と所得との間には有意な関連が見られなかった。とは言え、所得70万円以下の者が6.3%もいることを考えると、低所得の女性弁護士の理由の一つとして、出産・育児の負担は無視できないと思われる。

[表5-4] 登録後出産または育児経験 Q12_2 と所得帯（課税所得）と性別 F1 のクロス表

性別F1				所得帯（課税所得）						合計
				70万円以下	70万円以上、 200万円未満	200万円以上、 500万円未満	500万円以上、 1,000万円未満	1,000万円以上、 2,000万円未満	2,000万円以上	
1男性	登録後出産 または育児 経験Q12_2	1経験あり	度数	0	0	20	90	85	23	218
		%	0.0%	0.0%	9.2%	41.3%	39.0%	10.6%	100.0%	
	2経験なし	度数	3	3	16	58	42	11	133	
		%	2.3%	2.3%	12.0%	43.6%	31.6%	8.3%	100.0%	
	合計	度数	3	3	36	148	127	35	351	
		%	0.9%	0.9%	10.2%	42.0%	36.1%	9.9%	100.0%	
Fisherの正確確率検定（両側） p=0.031										
2女性	登録後出産 または育児 経験Q12_2	1経験あり	度数	3	3	18	27	11	2	64
		%	4.7%	4.7%	28.1%	42.2%	17.2%	3.1%	100.0%	
	2経験なし	度数	4	0	9	36	13	2	64	
		%	6.3%	0.0%	14.1%	56.3%	20.3%	3.1%	100.0%	
	合計	度数	7	3	27	63	24	4	128	
		%	5.5%	2.3%	21.1%	49.2%	18.8%	3.1%	100.0%	

Fisherの正確確率検定（両側） p=0.174

これまでの調査では、所得に大きなインパクトを与えている要因に出身法科大学院があった²²⁾。これは、シカゴの弁護士調査で、弁護士の階層分化の要因の一つである教育的背景に対応する。とりわけ東京大学法科大学院出身者は他の法科大学院出身者と比べて、明らかに所得が高い特徴がみられた。そこで、弁護士登録してから約10年経つ62期弁護士について、主要法科大学院ごとの所得分布をみたのが[表5-5]である。

22) たとえば、前掲註1 宮澤節生他（2013）157-158頁。

[表 5-5] 出身法科大学院と所得帯とのクロス表

		Q10_2所得帯						合計
		70万円以下	70万円以上、 200万円未満	200万円以上、 500万円未満	500万円未満、 1,000万円未満	1,000万円未満、 2,000万円未満	2,000万円以上	
東京大学	度数	0	0	4	13	19	6	42
	%	0.0%	0.0%	9.5%	31.0%	45.2%	14.3%	100.0%
中央大学	度数	2	1	4	12	14	3	36
	%	5.6%	2.8%	11.1%	33.3%	38.9%	8.3%	100.0%
慶應義塾	度数	0	1	1	17	11	4	34
	%	0.0%	2.9%	2.9%	50.0%	32.4%	11.8%	100.0%
早稲田大	度数	0	1	4	12	9	1	27
	%	0.0%	3.7%	14.8%	44.4%	33.3%	3.7%	100.0%
一橋大学	度数	0	0	2	10	11	0	23
	%	0.0%	0.0%	8.7%	43.5%	47.8%	0.0%	100.0%
京都大学	度数	0	0	3	8	4	1	16
	%	0.0%	0.0%	18.8%	50.0%	25.0%	6.3%	100.0%
合計	度数	10	6	57	190	136	36	435
	%	2.3%	1.4%	13.1%	43.7%	31.3%	8.3%	100.0%

いずれの法科大学院出身者にも、所得が2,000万円以上のような高所得者がいる。その中で、東京大学法科大学院出身者については、過半数の者が所得1,000万円以上であり、2,000万円以上の者も約15%いる。その一方で、所得500万円未満の者は1割に満たないなど、全体として所得が高い傾向が明らかに見られた。また、東京大学法科大学院ほどではないが、中央大学や慶應義塾大学の法科大学院出身者についても、他の法科大学院出身と比べると、高所得者の多い傾向が見られた。

弁護士登録から時間がたったことで、所得の格差がこれまで以上に明確になってきたように思われる。そうした中で、やはり東京大学法科大学院出身という教育的背景は、所得を上方に誘導する傾向があると言えよう。

これまでの調査では、弁護士登録を行っている地域も、所得に影響していた²³⁾。東京で弁護士登録をしているということは、企業を主要顧客とする傾向が高くなるのに対して、地方の弁護士会では、個人顧客がメインとならざるを得ないということもある。他方で、地方で開業すれば、開業一年目から、それなりの収入を得られるという指摘もある。

そこで62期の弁護士について、現在登録している弁護士会と所得との関係を見たのが[表 5-6]になる。これまでの調査結果とは違って、弁護士登録をしている地域と所得との間に有意な関連は見られなくなってお

23) たとえば、前掲註1 宮澤節生他 (2013) 161-162 頁。

62期弁護士第3回・67期弁護士第2回ウェブ調査（藤本・石田・武士俣・上石・宮澤）

[表 5-6] 登録弁護士会 - 現在の事務所 Q4_3_C と Q10_2 所得帯 のクロス表

		Q10_2所得帯						合計	
		70万円以下	70万円以上、 200万円未満	200万円以上、 500万円未満	500万円未満、 1,000万円未満	1,000万円未満、 2,000万円未満	2,000万円以上		
登録弁護 士会-現在 の事務所 Q4_3_C	1東京三会	度数	3	3	17	87	74	15	199
		%	1.5%	1.5%	8.5%	43.7%	37.2%	7.5%	100.0%
	2大阪弁護士会	度数	1	0	7	21	15	2	46
		%	2.2%	0.0%	15.2%	45.7%	32.6%	4.3%	100.0%
	3他の高裁本庁 のある弁護士 会	度数	1	0	7	35	21	10	74
		%	1.4%	0.0%	9.5%	47.3%	28.4%	13.5%	100.0%
	4上記以外の弁 護士会	度数	5	3	32	68	41	11	160
		%	3.1%	1.9%	20.0%	42.5%	25.6%	6.9%	100.0%
合計	度数	10	6	63	211	151	38	479	
	%	2.1%	1.3%	13.2%	44.1%	31.5%	7.9%	100.0%	

Fisherの正確確率検定（両側） p=.137

		所得帯						合計	
		70万円以下	70万円超、200 万円未満	200万円以上、 500万円未満	500万円以上、 1,000万円未満	1,000万円以上、 2,000万円未満	2,000万円以上		
【現在の職 場】登録弁 護士会	1東京三会	度数	0	0	20	74	55	1	150
		%	0.0%	0.0%	13.3%	49.3%	36.7%	0.7%	100.0%
	2大阪弁護士会	度数	1	0	6	20	5	0	32
		%	3.1%	0.0%	18.8%	62.5%	15.6%	0.0%	100.0%
	3他の高裁本町 弁護士会	度数	0	4	10	28	13	2	57
		%	0.0%	7.0%	17.5%	49.1%	22.8%	3.5%	100.0%
	4上記以外の弁 護士会	度数	0	0	20	100	33	5	158
		%	0.0%	0.0%	12.7%	63.3%	20.9%	3.2%	100.0%
合計	度数	1	4	56	222	106	8	397	
	%	0.3%	1.0%	14.1%	55.9%	26.7%	2.0%	100.0%	

Fisherの正確確率検定（両側） p=0.00

[表 5-7] 62期新旧司法試験 Q1_1a と Q10_2 所得帯 のクロス表

		Q10_2所得帯						合計	
		70万円以下	70万円以上、 200万円未満	200万円以上、 500万円未満	500万円未満、 1,000万円未満	1,000万円未満、 2,000万円未満	2,000万円以上		
62期新旧 司法試験 Q1_1a	1旧司法試 験	度数	0	0	9	27	13	2	51
		%	0.0%	0.0%	17.6%	52.9%	25.5%	3.9%	100.0%
	2新司法試 験	度数	10	6	54	186	138	36	430
		%	2.3%	1.4%	12.6%	43.3%	32.1%	8.4%	100.0%
合計	度数	10	6	63	213	151	38	481	
	%	2.1%	1.2%	13.1%	44.3%	31.4%	7.9%	100.0%	

Fisherの正確確率検定（両側） p=.493

り、東京で弁護士登録しているからと言って高収入の傾向があるわけではなくなっている。地方で弁護士登録していても、経験によって高い所得を手にすることができるようである。

62期弁護士については、旧司法試験合格組と新司法試験合格組とがいた。両者によって、入職してから約10年たった現在、両者に所得の差はあるのだろうか。[表 5-7]によると、両者に有意な差は表れていない。

62期弁護士に、新司法試験組と旧司法試験組とがいたように、67期弁

論 説

護士には、法科大学院修了によって司法試験受験資格を得た者と予備試験合格によって受験資格を得た者とがいる。いずれより司法試験受験資格を得たのかと所得との関係を見たものが〔表 5-8〕である。なお、性別の影響をみるため、性別ごとに記している。

〔表 5-8〕によれば、法科大学院修了者で所得 1,000 万円以上の者は約 1 割しかいないのに対して、予備試験合格者は既に 3 分の 1 以上の者が所得 1,000 万円以上となっているなど、所得が有意に高いことが分かる。

しかしこれを性別ごとに見ると、そのような高所得を得ているのは男性に限られている。予備試験合格者 33 名のうち女性は 4 人しかいない。そもそも法科大学院修了者の男女比と比べると、予備試験合格者の男女比は、圧倒的に男性に偏っている。このため、女性に限定したとき、法科大学院

〔表 5-8〕 性別 (F1) ごとの、司法試験受験資格 (Q1_1b) と所得とのクロス表

67期受験資格 Q1_1b	1法科大学院修了	度数	7	12	177	292	58	4	550
		%	1.3%	2.2%	32.2%	53.1%	10.5%	0.7%	100.0%
	2予備試験合格	度数	1	1	4	14	11	2	33
		%	3.0%	3.0%	12.1%	42.4%	33.3%	6.1%	100.0%
合計		度数	8	13	181	306	69	6	583
		%	1.4%	2.2%	31.0%	52.5%	11.8%	1.0%	100.0%

Fisherの正確確率検定(両側) p=0.01

		所得帯 (課税所得)						合計	
		70万円以下	70万円超、200万円未満	200万円以上、500万円未満	500万円以上、1,000万円未満	1,000万円以上、2,000万円未満	2,000万円以上		
男性	1法科大学院修了	度数	6	6	130	227	51	4	424
		%	1.4%	1.4%	30.7%	53.5%	12.0%	0.9%	100.0%
	2予備試験合格	度数	1	1	3	11	11	2	29
		%	3.4%	3.4%	10.3%	37.9%	37.9%	6.9%	100.0%
合計		度数	7	7	133	238	62	6	453
		%	1.5%	1.5%	29.4%	52.5%	13.7%	1.3%	100.0%

Fisherの正確確率検定(両側) p=0.00

女性	1法科大学院修了	度数	1	6	47	65	7	126
		%	0.8%	4.8%	37.3%	51.6%	5.6%	100.0%
	2予備試験合格	度数	0	0	1	3	0	4
		%	0.0%	0.0%	25.0%	75.0%	0.0%	100.0%
合計		度数	1	6	48	68	7	130
		%	0.8%	4.6%	36.9%	52.3%	5.4%	100.0%

Fisherの正確確率検定(両側) p=.771

合計	1法科大学院修了	度数	7	12	177	292	58	4	550
		%	1.3%	2.2%	32.2%	53.1%	10.5%	0.7%	100.0%
	2予備試験合格	度数	1	1	4	14	11	2	33
		%	3.0%	3.0%	12.1%	42.4%	33.3%	6.1%	100.0%
合計		度数	8	13	181	306	69	6	583
		%	1.4%	2.2%	31.0%	52.5%	11.8%	1.0%	100.0%

Fisherの正確確率検定(両側) p=0.01

修了者と予備試験合格者の割合が極端に法科大学院修了者に偏る結果となっている。そのため統計的に論じることは難しいが、女性については、司法試験受験資格をどのようにして得たかと所得との間には有意な関連が見られない可能性がある。

所得分布に関する以上の考察をまとめると次の通りとなる。弁護士の所得については、明らかに性別による格差が見られる。その原因の一つとして、女性の方に家事や育児の負担が重くのしかかっている可能性がある。出身法科大学院がどこかは、弁護士登録してからも長期にわたって、その所得に影響を及ぼす。とりわけ東京大学法科大学院出身者は、高所得の傾向が高い。同様に、予備試験合格者も高所得の傾向がみられる。ただし、それは男性には顕著であるが、女性の場合には、予備試験合格者であることは、所得にはあまり影響していない可能性がある。このように、教育的背景は所得に大きな影響を与えている一方で、どこで弁護士登録をするかは、当初は所得に影響したとしても、時間がたつにつれて、その影響は弱まってき、地方で登録していても、東京で登録した場合に匹敵する所得を手にすることができるように思われる。

(2) 所得の変化—性別をもとにして

次に62期、67期弁護士のそれぞれについて、所得の変化を見てみよう。

まず62期弁護士について、3回の調査の結果をまとめたのが[表5-9]である。なお、第1回調査では、200万円未満の層について、70万円以下と70万円超200万円未満とを区別していなかったため、この部分についてはまとめてある。これをみると、弁護士登録をしてから時間がたつにつれて、所得が全体として上方に移動していることがわかる。とりわけ2,000万円以上の層は、第1回調査ではいなかったが、今回の調査では8.1%もいた。その一方で、数は少ないものの、低所得層の割合も増えている。200万円未満の層は、第1回調査では1.0%だったが、今回の調査では3.4%に増えていた。特に70万円以下の層は、今回の調査では2.1%いた。

次に、男女別に所得の変化をみたものが[表5-10]である。男性弁護士の所得の変化をみると、所得変化の傾向は、先に見た62期弁護士全体のものとほとんど変わらない。ただ、低所得者の割合が増加していることは変わらないが、低所得者の割合自体は62期弁護士全体よりも少ない。

[表 5-9] 62 期弁護士の所得の変化

		所得帯（課税所得）					合計
		70万円以下	70万円超、 200万円未満	200万円以上、 500万円未満	500万円以上、 1,000万円未満	1,000万円以上、 2,000万円未満	
第1回調査	度数	6		113	422	72	613
	%	1.0%		18.4%	68.8%	11.7%	100.0%
第2回調査	度数	1	4	56	223	106	399
	%	0.3%	1.0%	14.0%	55.9%	26.6%	100.0%
第3回調査	度数	10	6	63	213	151	481
	%	2.1%	1.2%	13.1%	44.3%	31.4%	100.0%

[表 5-10] 62 期弁護士の男女別の所得分布の変化

			所得帯（課税所得）					合計
			70万円以下	70万円以下、 200万円未満	200万円以上、 500万円未満	500万円以上、 1,000万円未満	1,000万円以上、 2,000万円未満	
男性	第1回調査	度数	5		59	313	53	430
		%	1.2%		13.7%	72.8%	12.3%	100.0%
	第2回調査	度数	1	3	36	149	90	287
		%	0.3%	1.0%	12.5%	51.9%	31.4%	100.0%
	第3回調査	度数	3	3	36	148	127	351
		%	0.9%	0.9%	10.3%	42.2%	36.2%	100.0%
女性	第1回調査	度数	1		54	109	19	183
		%	0.5%		29.5%	59.6%	10.4%	100.0%
	第2回調査	度数	0	1	20	74	16	112
		%	0.0%	0.9%	17.9%	66.1%	14.3%	100.0%
	第3回調査	度数	7	3	27	63	24	128
		%	5.5%	2.3%	21.1%	49.2%	18.8%	100.0%

一方、女性弁護士についてみると、所得が上方移動している傾向がみられることは男性と同様であるものの、2,000万円以上の者の割合は、男性よりもずいぶん低い。逆に、所得200万円未満の割合は、男性の場合には2%に満たないのに対して、女性の場合には7.8%と、その割合がかなり高くなっている。特に所得70万円以下の割合が5.5%と高いのも特徴的である。

女性に高所得者の割合が少ないのは男女間の格差があることである程度は説明できるが、逆に200万円未満の低所得者、とくに70万円以下の者の割合については、男女の格差だけでは説明が困難である。一つの可能性として、結婚生活を営んだり、育児に追われたりしていることが考えられる。

次に、67期弁護士についてみてみよう。[表 5-11]は所得の変化を表している。上で見た62期弁護士と同様に、前回の調査と比べると、所得500万円以上の者が約5割から約3分の2に増加したり、所得1,000万円以上の者が1割を超える一方、所得200万円未満は5%に満たなくなるな

ど、全体として所得は上方に移動している。

しかし、女性について見ると、男性と同様に全体的には所得が上昇しているとは言えるものの、所得1,000万円以上の者の割合は6%弱にとどまっており、男性が15%近くいるのに比べるとずいぶん低い。

他方で、62期の女性と比べると、62期の女性では、所得200万円未満の者の割合が第2回調査のときで0.9%、第3回調査のときで7.8%に過ぎなかったのに対して、67期の女性は第2回調査のときに6%弱に上っている。62期弁護士とは、所属事務所や業務内容に違いが出てきている可能性がある。

[表 5-11] 性別ごとの67期弁護士の所得の変化

			所得帯						合計
			70万円以下	70万円超、 200万円未満	200万円以上、 500万円未満	500万円以上、 1,000万円未満	1,000万円以上、 2,000万円未満	2,000万円以上	
男性	第1回調査	度数	6	13	131	143	12	0	305
		%	2.0%	4.3%	43.0%	46.9%	3.9%	0.0%	100.0%
	第2回調査	度数	7	7	133	238	62	6	453
		%	1.5%	1.5%	29.4%	52.5%	13.7%	1.3%	100.0%
女性	第1回調査	度数	1	7	54	41	1	0	104
		%	1.0%	6.7%	51.9%	39.4%	1.0%	0.0%	100.0%
	第2回調査	度数	1	6	48	68	7	0	130
		%	0.8%	4.6%	36.9%	52.3%	5.4%	0.0%	100.0%
全体	第1回調査	度数	7	20	185	184	13	0	409
		%	1.7%	4.9%	45.2%	45.0%	3.2%	0.0%	100.0%
	第2回調査	度数	8	13	181	306	69	6	583
		%	1.4%	2.2%	31.0%	52.5%	11.8%	1.0%	100.0%

3. 満足度の変化

(1) 性別と満足度の変化

これまで行ってきた調査によれば、弁護士の満足度については、次のことが言える。すなわち、総合的な満足度であれ、所得に関する満足度であれ、大抵の弁護士は現状に満足しているということである。このことは、[表 5-12] に見るとおり、男女を問わず成り立っていた。

今回の調査では、満足度について、従来の4件法に代えて5件法を用いた。このため、これまでの調査結果と単純に比較することは出来ないが、全体的な傾向を見る上では、参考にすることができるであろう。

62期弁護士の第3回調査結果について、性別と満足度との関連を表し

論 説

たものが [表 5-13] である。一般に 5 件法では、真ん中にある「どちらとも言えない」の割合が高くなるといわれるが、我々の調査結果では、「満足」と「やや満足」の割合を足すと過半数を大幅に上回っていた。今回の調査でも、やはり弁護士は、男女を問わず、満足度している者の割合が高いということが明らかになった。

[表 5-12] 性別と職業満足度とのクロス表 (62 期第 1 回調査、第 2 回調査)

		第1回調査					第2回調査				
		Q16_1 弁護士職業の全般的満足度				合計	Q12_1 弁護士職業の満足度				合計
		不満足	どちらかといえば不満足	どちらかといえば満足	満足		不満足	どちらかといえば不満足	どちらかといえば満足	満足	
男性	度数	25	82	224	100	431	6	58	158	65	287
	%	5.8%	19.0%	52.0%	23.2%	100.0%	2.1%	20.2%	55.1%	22.6%	100.0%
女性	度数	5	35	103	42	185	3	15	69	26	113
	%	2.7%	18.9%	55.7%	22.7%	100.0%	2.7%	13.3%	61.1%	23.0%	100.0%
合計	度数	30	117	327	142	616	9	73	227	91	400
	%	4.9%	19.0%	53.1%	23.1%	100.0%	2.3%	18.3%	56.8%	22.8%	100.0%

[表 5-13] 性別と満足度とのクロス表 (62 期第 3 回調査)

		職業生活満足度 Q11_1_1					合計	
		1不満足	2やや不満足	3どちらともいえない	4やや満足	5満足		
性別 F1	1男性	度数	17	48	71	155	71	362
		%	4.7%	13.3%	19.6%	42.8%	19.6%	100.0%
	2女性	度数	2	17	26	72	18	135
		%	1.5%	12.6%	19.3%	53.3%	13.3%	100.0%
合計	度数	19	65	97	227	89	497	
	%	3.8%	13.1%	19.5%	45.7%	17.9%	100.0%	

Fisherの正確確率検定(両側) $p=0.129$

(2) 所得と満足度の変化

これまでの調査の結果によれば、大抵の弁護士が自分たちの職業生活に満足しているとは言うものの、満足している者の割合自体は所得と正の比例関係にあった。

第 3 回調査においてもこの傾向は維持され、所得と満足度の間には有意な関連があった。[表 5-15] に見るように、とりわけ所得 200 万円未満の

〔表 5-14〕 所得と満足度（62期弁護士第1回調査、第2回調査）

第1回調査		Q16_1弁護士職業の全般的満足度				合計	第2回調査		Q12_1弁護士職業の満足度				合計				
		不満足	どちらか いえば 不満足	どちらか といえば 満足	満足				1不満足	2不満足、 どちらか いえば	3満足、 どちらか いえば	4満足					
200万円未満	度数	2	2	1	1	6	70万円超、 200万円未満	度数	0	2	1	1	4				
	%	33.3%	33.3%	16.7%	16.7%	100.0%		%	0.0%	50.0%	25.0%	25.0%	100.0%				
200万円以上 500万円未満	度数	8	27	62	16	113	200万円以上、 500万円未満	度数	4	17	27	9	57				
	%	7.1%	23.9%	54.9%	14.2%	100.0%		%	7.0%	29.8%	47.4%	15.8%	100.0%				
500万円以上 1,000万円未満	度数	19	72	216	114	421	500万円以上、 1,000万円未満	度数	3	38	130	54	225				
	%	4.5%	17.1%	51.3%	27.1%	100.0%		%	1.3%	16.9%	57.8%	24.0%	100.0%				
1,000万円以上 2,000万円未満	度数	1	14	47	10	72	1,000万円以上、 2,000万円未満	度数	2	14	68	23	107				
	%	1.4%	19.4%	65.3%	13.9%	100.0%		%	1.9%	13.1%	63.6%	21.5%	100.0%				
合計	度数	30	115	326	141	612	2,000万円以上	度数	0	2	4	3	9				
	%	4.9%	18.8%	53.3%	23.0%	100.0%		%	0.0%	22.2%	44.4%	33.3%	100.0%				
Fisherの正確確率検定(両側) p=.001						合計						度数	9	73	230	90	402
												%	2.2%	18.2%	57.2%	22.4%	100.0%

Fisherの正確確率検定(両側) p=.056

〔表 5-15〕 Q10_2 所得帯 と 職業生活満足度 Q11_1_1 のクロス表

		職業生活満足度Q11_1_1					合計		
		1不満足	2やや不満足	3どちらとも いえない	4やや満足	5満足			
Q10_2所得 帯	70万円以下	度数	1	1	4	3	1	10	
		%	10.0%	10.0%	40.0%	30.0%	10.0%	100.0%	
	70万円以上、 200万円未満	度数	1	0	4	1	0	6	
		%	16.7%	0.0%	66.7%	16.7%	0.0%	100.0%	
	200万円以上、 500万円未満	度数	7	12	12	23	9	63	
		%	11.1%	19.0%	19.0%	36.5%	14.3%	100.0%	
	500万円未満、 1,000万円未満	度数	5	32	46	101	29	213	
		%	2.3%	15.0%	21.6%	47.4%	13.6%	100.0%	
	1,000万円未満、 2,000万円未満	度数	5	13	24	72	37	151	
		%	3.3%	8.6%	15.9%	47.7%	24.5%	100.0%	
	2,000万円以上	度数	0	1	5	21	11	38	
		%	0.0%	2.6%	13.2%	55.3%	28.9%	100.0%	
	合計		度数	19	59	95	221	87	481
			%	4.0%	12.3%	19.8%	45.9%	18.1%	100.0%

Fisherの正確確率検定(両側) p=.000

低所得層では、「満足」もしくは「やや満足」と回答した者の割合が他の所得層と比べてもかなり低く、逆に所得500万円未満の低所得層では、「不満足」と回答した割合が高い、といった特徴が見られた。こうした点も、これまでの調査結果とよく似た結果になった。

4. 将来に対する不安感の変化

(1) 性別と将来不安との関係の変化

将来に対する不安感については、大抵の者が将来に対する不安感を持っているというのが、これまでの調査の結果であった。今回の調査でも、これまでと同様に、男女を問わず半数以上が、将来に対する不安について、「ある」もしくは「ややある」と回答していた。将来に対する不安は、業務を続けていたからといって、低減するものではないようである。

(2) 所得と将来不安との関係の変化

これまで実施した調査結果を振り返ると、第1回調査では所得との関係はあまり明確ではなかった。しかし第2回調査では、所得が上昇するにつれて、不安感を持つ割合は低下していた。[表 5-17]によれば、第1回調査、第2回調査とも、所得が高くなるにつれて、招待に対する不安が「ある」もしくは「ややある」と回答した割合は低下しているが、第1回調査については、統計的に有意にはなっていないのに対し、第2回調査では統計的にも有意になっていることがわかる。

これに対して、第3回調査では、[表 5-18]に見る通り、所得が高くなってゆくと将来に対する不安が「ある」と回答する割合が減少するといった単調な関係は見られなかった。

[表 5-16] 性別と将来不安とのクロス表

		将来への不安Q11_2_1					合計
		1ない	2ほとんどない	3どちらとも いえない	4ややある	5ある	
1男性	度数	5	35	60	160	101	361
	%	1.4%	9.7%	16.6%	44.3%	28.0%	100.0%
2女性	度数	1	18	18	58	39	134
	%	0.7%	13.4%	13.4%	43.3%	29.1%	100.0%
合計	度数	6	53	78	218	140	495
	%	1.2%	10.7%	15.8%	44.0%	28.3%	100.0%

Fisherの正確確率検定(両側) p=.718

[表 5-17] 所得と将来に対する不安感とのクロス表（62期第1回調査、第2回調査）

第1回		Q18弁護士としての将来への不安				合計
		不安はない	どちらかといえば不安はない	どちらかといえば不安がある	不安がある	
200万円未満	度数	0	1	4	1	6
	%	0.0%	16.7%	66.7%	16.7%	100.0%
200万円以上 500万円未満	度数	1	24	50	38	113
	%	0.9%	21.2%	44.2%	33.6%	100.0%
500万円以上 1,000万円未満	度数	19	105	188	111	423
	%	4.5%	24.8%	44.4%	26.2%	100.0%
1,000万円以上 2,000万円未満	度数	4	19	35	13	71
	%	5.6%	26.8%	49.3%	18.3%	100.0%
合計	度数	24	149	277	163	613
	%	3.9%	24.3%	45.2%	26.6%	100.0%

Fisherの正確確率検定(両側) $p = .336$

第2回		Q15_1弁護士としての将来への不安				合計
		1ほとんど不安はない	2不安はない、 どちらかといえば	3不安がある、 どちらかといえば	4かなり不安がある	
70万円以下	度数	0	0	0	1	1
	%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
70万円超、 200万円未満	度数	0	0	2	2	4
	%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	100.0%
200万円以上、 500万円未満	度数	0	7	17	33	57
	%	0.0%	12.3%	29.8%	57.9%	100.0%
500万円以上、 1,000万円未満	度数	4	32	125	62	223
	%	1.8%	14.3%	56.1%	27.8%	100.0%
1,000万円以上、 2,000万円未満	度数	9	21	50	27	107
	%	8.4%	19.6%	46.7%	25.2%	100.0%
2,000万円以上	度数	0	3	6	0	9
	%	0.0%	33.3%	66.7%	0.0%	100.0%
合計	度数	13	63	200	125	401
	%	3.2%	15.7%	49.9%	31.2%	100.0%

Fisherの正確確率検定(両側) $p = .000$

5. まとめ

本章で検討してきたことをまとめておこう。

所得については、弁護士登録をしてから時間が経つにつれて、全体としては上昇傾向が見られた。しかし、逆に200万円未満の低所得者も、僅か

[表 5-18] Q10_2 所得帯 と 将来への不安 Q11_2_1 のクロス表 (62 期弁護士第 3 回)

			将来への不安Q11_2_1					合計	
			1ない	2ほとんど ない	3どちらとも いえない	4ややある	5ある		
Q10_2所得 帯	70万円以下	度数	0	0	2	5	3	10	
		%	0.0%	0.0%	20.0%	50.0%	30.0%	100.0%	
	70万円以上、 200万円未満	度数	0	0	1	3	2	6	
		%	0.0%	0.0%	16.7%	50.0%	33.3%	100.0%	
	200万円以上、 500万円未満	度数	1	8	9	19	26	63	
		%	1.6%	12.7%	14.3%	30.2%	41.3%	100.0%	
	500万円未満、 1,000万円未満	度数	1	22	32	104	53	212	
		%	0.5%	10.4%	15.1%	49.1%	25.0%	100.0%	
	1,000万円未満、 2,000万円未満	度数	2	15	21	65	47	150	
		%	1.3%	10.0%	14.0%	43.3%	31.3%	100.0%	
	2,000万円以上	度数	2	7	9	11	9	38	
		%	5.3%	18.4%	23.7%	28.9%	23.7%	100.0%	
	合計		度数	6	52	74	207	140	479
			%	1.3%	10.9%	15.4%	43.2%	29.2%	100.0%

Fisherの正確確率検定 (両側) p=.188

ではあるものの増えており、同期の弁護士間での所得格差が広がっていた。

そうした所得格差の要因としては、性別や出身法科大学院の種類、また67期弁護士の場合には司法試験受験資格の種類、などがあり得る。出身法科大学院については、東京大学法科大学院出身者が、他の法科大学院出身者と比べて明らかに高所得の傾向が見られた。

一方、性別による所得格差については、女性の方が男性よりも所得が低い傾向が見られたが、配偶者のいないグループでは、男女間で所得に有意な差は見られず、配偶者のいる層においてのみ、女性の方が男性よりも所得が低い傾向が見られた。また、出産・育児の経験のある者の方が、男女間の所得の格差は顕著に出ていた。こうしたことから、女性の所得が男性よりも低い要因としては、もともと女性の方が所得が低い傾向がみられることだけでなく、女性の家事・育児の負担が女性の所得を引き下げているのではないかと考えられる。

一方、満足度と不安感については、全体的には、大抵の弁護士は職業に対して満足しつつも、将来に対する不安感を持っているという点で、これまでの調査と特に大きな違いは見られなかった。ただ、細かく見てゆくと、かつては将来に対する不安感は所得に対して反比例している傾向が強かつ

たが、それが弱まっているように思われる。その原因等については、今後の分析の課題である。

（上石圭一）

第6章 ジェンダーの視点からの概観 —ワークライフバランスを中心に—

1. はじめに

本章では、ワークライフバランスを中心に、ジェンダーの視点から回答を概観する。はじめに回答者全体についてジェンダーの視点から概観し、次にキャリアを積むうえでの負担、出産育児状況、ワークライフバランスの状況について検討する。62期第1回、第2回調査からは、キャリアを積むうえでの負担にジェンダー差のあること、特に若手弁護士とはいえ婚姻を契機に伝統的な性別役割分業にとらわれた負担感—男性は生活費を稼ぐことが負担となり、女性は家事育児が負担となっている—の生じる傾向のあることが確認されている²⁴⁾。同様の傾向が本調査でも確認されるのが主要な関心である。

2. ジェンダーの視点からのサンプル概観

サンプル確認

まず、回答サンプル全体について、ジェンダーの視点から概観しておく。[表6-1]は、回答者の男女比、ジェンダーごとの平均年齢、配偶者のある者の割合、出産経験有のもの割合を示したものである。

いずれも女性回答者が標本全体よりも多い²⁵⁾。年齢にはジェンダー差はないものの、62期については、配偶者のいる割合は男性の方が多く、本人または配偶者の出産経験のある者も男性の方が有意に多かった ($p<.05$)。

24) 石田京子「第7章ワークライフバランスをめぐる状況の変化」前掲註1 宮澤節生他（2015）156頁以下、参照。

25) 弁護士白書2018年度版によると、62期弁護士における女性の割合は24.8%、67期弁護士における女性の割合は21.2%である。

[表 6-1] 回答者全体のジェンダー比較

	62期第3回			67期第2回		
	1男性	2女性	合計	1男性	2女性	合計
度数	362	135	497	470	139	609
%	72.8%	27.2%	100.0%	77.2%	22.8%	100.0%
平均年齢	39.3	39.4	39.3	33.3	33.4	33.3
配偶者有の割合	78.7%	68.2%	75.9%	60.2%	62.6%	60.8%
出産経験有の割合	62.2%	51.1%	59.3%	30.7%	27.3%	29.9%

一方、67期ではこのような差はなく、配偶者有りの割合はむしろ女性の方が多。

62期のこれまでの変化

[表 6-2] は、62期の過去3回の調査におけるフェイスシート回答を比較したものである。第1回調査の時点では、配偶者有りの割合も、資格取得後の出産育児経験についても、ジェンダー差は認められなかった。これが、第2回調査では、出産経験有の割合が男性の方が10%水準ではあるもの多くなり、さらに今回の第3回調査では配偶者有りの割合、出産育児経験有の割合のいずれについても、男性回答者が10ポイント近く多い結果となった。年齢が上がるにつれて、プライベートの在り方にもジェンダー差が顕著になっていくのだろうか。

[表 6-2] 62期サンプルのジェンダー比較

	62期第1回調査			62期第2回調査			62期第3回調査		
	1男性	2女性	合計	1男性	2女性	合計	1男性	2女性	合計
度数	431	186	617	286	111	397	362	135	497
%	69.9%	30.1%	100.0%	72.0%	28.0%	100.0%	72.8%	27.2%	100.0%
平均年齢	33.5	33.4	33.47	35	34.5	34.9	39.31	39.42	39.34
配偶者有の割合	37.4%	39.8%	38.1%	66.1%	65.8%	66.0%	78.7%	68.2%	75.9%
出産経験有の割合	10.9%	8.0%	10.0%	33.0%	24.3%	30.6%	62.2%	51.1%	59.3%

* 「出産経験有」は弁護士資格取得後の経験を尋ねており、第1回調査は未就学児の数で代用している。

62期弁護士第3回・67期弁護士第2回ウェブ調査（藤本・石田・武士俣・上石・宮澤）

一方、[表 6-3] で示した 67 期弁護士の第 1 回調査、第 2 回調査のフェイスシートの比較からは、配偶者有の割合、出産経験有の割合共にジェンダー差は認められない。62 期第 2 回調査と、67 期第 2 回調査のサンプルを比較すれば、67 期の方が平均年齢は 1.5 歳ほど若い。このことが、プライベートの在り方の差をなくしているのか、あるいは他の要因によるものなのかの検討は、今後の課題である。

[表 6-3] 67 期サンプルの第 1 期調査との比較

	67期第1回調査			67期第2回調査		
	1男性	2女性	合計	1男性	2女性	合計
度数	314	108	427	470	139	609
%	73.5%	25.3%	100.0%	77.2%	22.8%	100.0%
平均年齢	30.65	31.61	30.90	33.26	33.41	33.29
配偶者有%	28.9%	33.6%	30.1%	60.2%	62.6%	60.8%
出産経験有%	5.4%	3.7%	5.0%	30.7%	27.3%	29.9%

司法試験受験資格・法科大学院の修了コース・受験回数

[表 6-4] は、司法試験の受験資格が法科大学院修了であったか否かをたずねた問いについてのジェンダーによるクロス分析である。62期第3回、67期第2回のいずれの回答サンプルにおいても、女性は法科大学院修了により司法試験受験資格を得た者が多かったが、統計的に有意な差は認められなかった。

[表 6-4] 司法試験受験資格

		62期第3回_受験資格			67期第2回_受験資格		
		旧司法試験	新司法試験	合計	LS修了	予備試験	合計
1男性	度数	44	318	362	440	30	470
	%	12.20%	87.80%	100.00%	93.60%	6.40%	100.00%
2女性	度数	10	125	135	135	4	139
	%	7.40%	92.60%	100.00%	97.10%	2.90%	100.00%
合計	度数	54	443	497	575	34	609
	%	10.90%	89.10%	100.00%	94.40%	5.60%	100.00%

(カイ二乗検定、 $p=.130$)

(カイ二乗検定、 $p=.114$)

[表 6-5] は、法科大学院在籍経験者に対し、在籍した過程が3年間の未修課程であったか、2年間の既修過程であったかをたずねた問いのジェンダーによるクロス分析である。62期弁護士については、男性が既修過程に多く、女性は未修課程に多いことについて有意な差が認められた。67期においても、女性は未修課程に多いものの、統計的に有意な差は認められなかった。

[表 6-5] 修了・中退したコース

		1男性		2女性		合計	
		度数	%	度数	%	度数	%
62期第3回 (カイ二乗検定、 p<.05)	1既修課程	207	63.70%	66	52.40%	273	60.50%
	2未修課程	118	36.30%	60	47.60%	178	39.50%
	合計	325	100.00%	126	100.00%	451	100.00%
67期第2回 (カイ二乗検定、 p=.105)	1既修課程	269	60.00%	71	52.20%	340	58.20%
	2未修課程	179	40.00%	65	47.80%	244	41.80%
	合計	448	100.00%	136	100.00%	584	100.00%

また、新司法試験の受験回数については62期第3回では男性平均が1.24回に対して女性平均が1.34回、67期第2回では男性平均1.63回に対して女性平均が1.69回といずれもやや女性の方が多いものの、統計的に有意な差は認められなかった。

このように、婚姻状況、出産育児状況などのプライベートの在り方については、62期第3回調査ではジェンダー差が広がっているようにも見られるが、法曹資格を取るまでの道のりについては、62期第3回において、女性の方が法科大学院において未修課程修了者が多いことを除いて、受験回数、司法試験受験資格などについては有意な差は認められなかった。

3. ワークライフバランスの状況

(1) キャリアを積むうえでの負担

それでは、ワークライフバランスの状況について検討していく。調査票

では、弁護士としてのキャリアを積むうえで、生活費を得ること、家事、育児、介護が負担になっているかをたずねている（Q12）。この問いについての回答を62期、67期それぞれについて、ジェンダーでクロス分析したものが、[表6-6]、[表6-7]である。

[表6-6] キャリアを積む上での負担（62期第3回調査）

62期第3回	1男性				2女性			
	1負担に なっている		2負担に なっていない		1負担に なっている		2負担に なっていない	
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
生活費を得ること	150	42.4%	204	57.6%	43	33.3%	86	66.7%
家事**	111	34.6%	210	65.4%	76	59.4%	52	40.6%
育児**	114	45.1%	139	54.9%	63	74.1%	22	25.9%
介護**	10	8.5%	107	91.5%	7	26.9%	19	73.1%

（カイ二乗検定、**：p<.01）

62期弁護士については、第1回調査から、男性は生活費を得ることに負担を感じている者が女性よりも多く、女性は家事・育児について男性よりも負担を感じていた。これが第2回調査では、生活費を得ることの負担感についてはジェンダー差がなくなり、家事・育児については引き続き女性の方が男性に比べて負担を感じている者が多かった。今回の第3回調査では、やはり家事・育児に負担を感じている女性の割合は男性と比較して多かったが、さらに介護が加わった。すなわち、介護がキャリアを積むうえでの負担であると答えた回答者も女性の方が男性に比べて多かった。子育て世代から、親が高齢になる世代へと移行しつつある中で、やはり典型的な性別役割に基づく負担が女性の側にのしかかっている様子がうかがわれる。

一方、67期弁護士については、第1回調査では、家事についてのみ女性の方が男性に比べて負担を感じている回答者の割合が高いことが認められたが、今回の第2回調査では、育児についても、女性の方が男性と比較して負担感を感じている回答者の割合が多いことが確認された。やはり年齢が高くなるにつれて、伝統的な性別役割分業に従わざるを得ないような風土が、弁護士コミュニティの内外にあるゆえの結果なのだろうか。

[表 6-7] キャリアを積むうえでの負担 (67 期弁護士)

67期第2回	1男性				2女性			
	1負担に なっている		2負担に なっていない		1負担に なっている		2負担に なっていない	
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
生活費を得ること	217	47.5%	240	52.5%	52	39.1%	81	60.9%
家事**	123	31.2%	271	68.8%	59	50.4%	58	49.6%
育児**	82	36.9%	140	63.1%	35	72.9%	13	27.1%
介護	9	7.3%	114	92.7%	2	15.4%	11	84.6%

(カイ二乗検定、**：p<.01)

(2) 出産育児の影響

[表 6-8] は、回答者の法曹資格取得後に本人または配偶者が出産を経験した者に対してたずねた、出産育児の影響について、ジェンダーでクロス分析した結果である。カイ二乗検定、またはセルが5以下を含むカテゴリについては Fisher の直接法で検定を行い、1%水準で有意な部分は太字にグレーの背景、5%水準で有意な部分は太字にドット背景で示した。

まず、62期第3回調査のサンプルについては、全ての項目について、有意な結果が示された。特に、収入が減ったのは女性では72.7%であるのに対して、男性では15.6%しかおらず、また育児のために時短勤務を選択したのは女性では68.7%であるのに対して男性では16.1%であった。67期第2回調査の回答者でも、62期のように全ての項目で差が認められたわけではないが、収入、昇給、育児のための時短については、やはりジェンダー差が認められた。出産・育児を契機として、ジェンダーにより弁護士としての働き方に大きな差が生じている現状が示された。

[表 6-9]は、週当たりの労働時間について、出産育児経験の有無別で、ジェンダーごとに平均値の比較を示したものである。62期第3回、67期第2回いずれのサンプルにおいても、女性については、出産育児経験の有無によって統計的に有意な差が認められた。いずれも、出産育児経験のあるグループの労働時間が出産育児経験のないグループよりも著しく少ない。一方で、男性には出産育児経験の有無による差は存在しない。また、62期、67期いずれについても、出産育児経験のない女性と男性との間の労働時間の差はさほど大きくない。やはり、出産育児を経て、働き方のジェンダー差は顕著なものになっていくようである。

[表 6-8] 出産・育児の影響

		62期第3回				67期第2回			
		1男性		2女性		1男性		2女性	
		1 あった	2な かった	1 あった	2な かった	1 あった	2な かった	1 あった	2な かった
収入が減った Q12_3a_1	度数	33	179	48	18	19	111	33	4
	%	15.6%	84.4%	72.7%	27.3%	14.6%	85.4%	89.2%	10.8%
顧問先を失った Q12_3a_2	度数	2	222	1	59	1	136	1	34
	%	0.9%	99.1%	1.7%	98.3%	0.7%	99.3%	2.9%	97.1%
事務所を辞めざるを えなかったQ12_3a_3	度数	1	221	6	61	5	133	1	33
	%	0.5%	99.5%	9.0%	91.0%	3.6%	96.4%	2.9%	97.1%
昇給が遅れた Q12_3a_4	度数	2	217	14	44	5	129	9	19
	%	0.9%	99.1%	24.1%	75.9%	3.7%	96.3%	32.1%	67.9%
経営者弁護士への昇 進が遅れたQ12_3a_5	度数	2	217	5	53	1	131	3	25
	%	0.9%	99.1%	8.6%	91.4%	0.8%	99.2%	10.7%	89.3%
育児のために時短勤 務を選択した Q12_3a_6	度数	36	187	46	21	20	121	25	10
	%	16.1%	83.9%	68.7%	31.3%	14.2%	85.8%	71.4%	28.6%
育児のために昇進を 断ったQ12_3a_7	度数	3	220	6	56	2	137	1	28
	%	1.3%	98.7%	9.7%	90.3%	1.4%	98.6%	3.4%	96.6%

(カイ二乗検定、またはセルが5以
下を含む
カテゴリについてはFisherの直接
法、 $p < .01$)

(カイ二乗検定、またはセ
ルが5以下を含む
カテゴリについては
Fisherの直接法、 $p < .01$)

[表 6-9] 出産・育児経験別の週労働時間

	62期第3回				67期第2回			
	1男性		2女性		1男性		2女性	
	登録後出産または 育児経験Q12_2		登録後出産または 育児経験Q12_2		登録後出産または 育児経験Q12_2		登録後出産または 育児経験Q12_2	
	1経験あり	2経験なし	1経験あり	2経験なし	1経験あり	2経験なし	1経験あり	2経験なし
	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値
週労働時間	54.7	57.1	44.0	56.2	55.4	57.1	45.9	52.0

(p<.01)

(p<.05)

(3) ワークライフバランスの状況について

調査票では、回答者自身のワークライフバランスについて、「仕事が忙しく個人・家庭生活のための時間が十分に持てない」、「個人・家庭生活における負担が多くて仕事の時間が十分に持てない」という2つの項目につ

いて、「1 そう思わない」から「4 そう思う」の4件法でたずねている。また、仕事、家事育児介護、自分のための時間を取れているかどうかについても、「1 取れていない」から「4 取れている」まで4件法でたずねている。[表6-9]、[表6-10]は、62期第3回、67期第2回について、それぞれこの回答を2件法(1 そう思わない／取れていない、2 そう思う／取れている)に置換した上で、ジェンダーでクロス分析したものである。カイ二乗検定により1%水準で有意な部分を太字にグレーの背景、10%水準で有意な部分を太字にドット背景で示した。

62期の回答者では、個人家庭生活における負担が多くて仕事の時間が十分持てないと考える女性が男性に比べて多かった。一方、67期の回答者では、仕事が忙しく個人家庭生活のための時間が十分に持てないと答える男性が、女性に比べて多かった。62期は家庭生活の負担から仕事のための時間を十分に持てないと考えている女性が男性に比べて多いのに対して、67期では仕事が忙しいのでプライベートの時間が持てないと考える男性が女性に比べて多いようである。そして、62期では仕事の時間が持てていないと感じる女性が男性に比べて多いのに対して、67期では家事育児介護の時間が持てないと感じる男性が女性より多い。世代による働き方や、時間管理の自由度の違いもあるのだろうか。この差が生じる背景については、今後の課題としたい。

4. とりあえずのまとめ

62期弁護士については、3回の調査を経て、ワークライフの在り方のジェンダー差が拡大していることがうかがえる。このことが勤務時間や業務態様にどのような影響を与えているかの検討は今後の課題とする。また、62期弁護士ほどではないものの、67期についても、第1回調査と比較して、第2回調査では婚姻出産などの私生活状況についてのジェンダー差が現れ、キャリアを積むうえでの負担についても家事に加えて育児についてジェンダー差が認められた。

日本弁護士連合会では男女共同参画推進基本計画を策定し、弁護士コ

[表 6-10] ワークライフバランスの状況：62期第3回

a. 登録期Q1_1 = 62期		仕事が忙しく個人・家庭生活のための時間が十分に持てない Q13_1_1		個人・家庭生活における負担が多くて仕事の時間が十分に持てない Q13_1_2		仕事の時間は取れていますか？ Q13_2_1		家事育児介護の時間は取れていますか？Q13_2_2		自分のための時間は取れていますか？Q13_2_3	
		2そう思う	1そう思わない	2そう思う	1そう思わない	2取れている	1取れていない	2取れている	1取れていない	2取れている	1取れていない
1男性	度数	197	164	80	280	334	26	182	180	139	223
	%	54.6%	45.4%	22.2%	77.8%	92.8%	7.2%	50.3%	49.7%	38.4%	61.6%
2女性	度数	71	63	55	80	105	29	81	54	48	87
	%	53.0%	47.0%	40.7%	59.3%	78.4%	21.6%	60.0%	40.0%	35.6%	64.4%
合計	度数	268	227	135	360	439	55	263	234	187	310
	%	54.1%	45.9%	27.3%	72.7%	88.9%	11.1%	52.9%	47.1%	37.6%	62.4%

[表 6-11] ワークライフバランスの状況：62期第3回

a. 登録期Q1_1 = 62期		仕事が忙しく個人・家庭生活のための時間が十分に持てない Q13_1_1		個人・家庭生活における負担が多くて仕事の時間が十分に持てない Q13_1_2		仕事の時間は取れていますか？ Q13_2_1		家事育児介護の時間は取れていますか？Q13_2_2		自分のための時間は取れていますか？Q13_2_3	
		2そう思う	1そう思わない	2そう思う	1そう思わない	2取れている	1取れていない	2取れている	1取れていない	2取れている	1取れていない
1男性	度数	271	199	70	400	427	38	186	284	204	266
	%	57.7%	42.3%	14.9%	85.1%	91.8%	8.2%	39.6%	60.4%	43.4%	56.6%
2女性	度数	62	77	27	112	120	16	79	60	62	77
	%	44.6%	55.4%	19.4%	80.6%	88.2%	11.8%	56.8%	43.2%	44.6%	55.4%
合計	度数	333	276	97	512	547	54	265	344	266	343
	%	54.7%	45.3%	15.9%	84.1%	91.0%	9.0%	43.5%	56.5%	43.7%	56.3%

コミュニティにおける男女共同参画推進に取り組んでいるものの²⁶⁾、67期と

26) 日本弁護士連合会では、現在第三次男女共同参画基本計画を定め、様々な課題に取り組んでいる。日本弁護士連合会「男女共同参画推進本部」<https://www.nichibenren.or.jp/activity/improvement/kyodo.html> (2019年9月1日最終アクセス)。

62期の状況からすると、未だ道が険しく、若手弁護士であっても、伝統的な性別役割分業に囚われた職業生活を送っていることがうかがわれる。今後、さらにデータの分析を進め、ジェンダー平等な弁護士コミュニティを目指すために必要なことが何であるのか、具体的な改善案の提案を目指したい。

(石田京子)

第7章 おわりに

本稿の分析で得られた知見についてまとめておこう。法曹養成課程に対する評価は、長期的には評価が上がる項目も下がる項目もあり、弁護士経験を積むにつれて変化しうるものであることが示された。必ずしも「過去は美化される」という傾向だけではないことも注目すべきである。法科大学院での臨床系科目の履修が動機づけや弁護士倫理取得、そして実務技能の獲得に有益であったという傾向が再確認されるとともに、その履修の有無が司法修習の有益性評価のいくつかの項目に影響を及ぼすことも観察された。学部3年＋法科大学院2年の5年一貫制の導入（いわゆる「3+2制度」）や司法試験の在学中受験といった法曹養成課程の改革を前に、臨床系科目の位置づけを再度検討する重要性が示唆されている。

予備試験合格を司法試験受験資格とする67期は最初の勤務地が東京で、大規模事務所である傾向にある。また、最初の登録事務所に組織内弁護士として登録しているのは法科大学院終了者たる67期に目立つ。62期と67期の5年目調査同士を比較すると、前者では大都市部から地方への登録事務所の移動が観察されるのに対し、67期では逆に大都市部への移動が一定程度みられた。また、伝統的なキャリアパスである勤務弁護士から独立して弁護士事務所を開くというパターンは62期・67期とも多数派を占めるが、67期の方がやや少なくなっている。登録期が5年違う62期と67期の間でのパターンの違いについてはさらに詳細に分析して行くことが必要であろう。

登録後5年目の67期弁護士につき2年目調査と比較すると、業務活動領域の中で「通常業務」が大幅に割合を増やし、他方補助的業務は大きく減少している。また、取り扱う紛争案件に費やす時間の割合が変化が変化

していない一方で、そのうちの訴訟案件の割合が低下傾向にある。依頼人に占める個人の割合が低下し、企業の割合が増加する傾向も観察された。訴訟新受件数の減少傾向をふまえつつ、ここで観察された諸傾向が若手特有のものかどうか、弁護士全体の調査と比較するなど綿密に分析する必要性が示唆される。

所得については、全体としての上昇傾向とともに、200万円以下もわずかながら増加を見せ、所得格差が広がっている。所得の規定要因としては性別や法科大学院があり得るが、東京大学法科大学院出身者が特に高所得であることが注目される。配偶者がいるグループでは、明確に女性の方が所得が低い傾向にあり、家事・育児負担の影響が窺われる。

一定の満足を示しつつ、将来への不安も抱えているという傾向は従前の調査と同じ傾向であるが、所得との反比例傾向が弱まっていることも窺われる。キャリアの展開に伴い「不安」の中身が変わっているのかもしれない。

ワークライフバランスについては、キャリアを重ねるに連れ育児・家事負担が顕在化してくることで、ジェンダー間の格差が拡大していることが観察され、伝統的性別役割分業に囚われ続ける若手弁護士の姿が示されている。

長年500人水準であった司法試験合格者が増加し始めたのは1990年代であり、その増加スピードは、新旧合わせた司法試験合格者でみれば62期が司法試験に合格した2007年前後から67期弁護士が合格した2013年にかけてがピークであった。弁護士数が増えるということは、若手弁護士が増えるということでもあり、その若手弁護士のキャリア展開に着目することは、将来の弁護士の姿を見通すことにもつながるといえる。新旧司法試験並列時代の法科大学院第2期生（未修）と第3期生（既修）という62期と、司法試験予備試験が2010年にスタートし後に弁護士となった67期との間でも、多数派ではないにしてもキャリアパスの違いが観察されたことは、「弁護士の社会構造」の変容が世代間の違いを内包しつつ進行していることを示唆するものといえよう。

本稿で示した記述統計中心の分析からさらに多変量解析に進み規定因を探索していく予定である。こうした量的研究と並行し質的研究として62期67期弁護士とともに弁護士登録していない法曹有資格者ないし司法試験合格者に対する面接調査も実施していく。引き続き、より多面的に「弁

護士の社会構造」の変容をさらに明らかにしていきたい²⁷⁾。

(宮澤節生・藤本亮)

27) 「弁護士の社会構造」(the social structure of the bar) という概念は、1975年と1994年～1995年の2回にわたってシカゴの弁護士を分析したアメリカ法曹財団(American Bar Foundation)の、いわゆるシカゴ調査によって提起されたものである。(John P. Heinz & Edward O. Laumann, *Chicago Lawyers: The Social Structure of the Bar*, Russel Sage Foundation and American Bar Foundation, 1982; John P. Heinz and Edward O. Laumann, *Chicago Lawyers: The Social Structure of the Bar, Revised Edition*, Northwestern University Press and American Bar Foundation, 1994; John P. Heinz, Robert L. Nelson, Rebecca L. Sandefur, and Edward O. Laumann, *Urban Lawyers: The New Social Structure of the Bar*, University of Chicago Press, 2005; 3番目の報告書の邦訳として、ジョン・P・ハインツ他(宮澤節生監訳)『アメリカの大都市弁護士—その社会構造』現代人文社(2019年)シカゴでは、弁護士界は企業顧客を対象とする大規模法律事務所と個人顧客を対象とする単独・小規模事務所という2つの半球に分化しており、弁護士界における威信において両者間には明確な上下関係、つまり階層構造が存在していて、どちらの半球に進出することができるかは弁護士の社会的出自・人種的背景・教育的背景などによって強く規定されており、どの半球に所属するかによって、威信だけではなく、収入や弁護士界内外の人的ネットワークが大きく規定されるというのである。(要約として、宮澤節生・武士侯敦・石田京子・上石圭一「日本における弁護士の専門分化—2008年全国弁護士調査第2報—」青山法務研究論集4号(2011年)194-195頁)1975年に見られたWASPの大規模法律事務所支配という状況は1995年には解消されていたが、出身ロースクールのランクによる分化と階層性は存続していた。我々が対象としている日本の若手弁護士間における事務所類型・業務分野の分化状況、その階層性の有無、そしてそれらの規定要因が、我々の検討課題ということになる。